

第4次吉川市地域福祉計画（案）

令和4年度～令和8年度

令和3年12月

吉川市

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	6

第2章 現状と課題

1 吉川市の地域福祉を取り巻く現状	7
2 市民アンケート調査の結果からみえる現状	13
3 団体アンケート調査の結果からみえる現状	26
4 第3次吉川市地域福祉計画における取組と評価	30
5 地域福祉の課題	36

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	38
2 基本目標	39
3 施策の体系	40

第4章 基本計画

基本目標1 一人ひとりを尊重し 自分らしく暮らせるまちづくり	41
基本目標2 支え合い 地域で安心して暮らせるまちづくり	45
基本目標3 つながり ともにつくるまちづくり	51

第5章 計画の推進

1 計画の周知	56
2 庁内・関係機関との連携	56
3 計画の進行管理	56
4 吉川市地域福祉計画推進協議会の設置	56

資料編

1 用語解説	57
--------------	----

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

吉川市は、社会福祉事業法から社会福祉法に改正された翌年の平成13年に、計画期間を5年とする吉川市地域福祉推進計画を策定し、当該推進計画の満了に伴い、平成15年の社会福祉法の施行を踏まえて、平成18年に第1次吉川市地域福祉計画を策定しました。そして、平成29年度から第3次吉川市地域福祉計画に基づき、「自助」、「共助」、「公助」の補完性の原理を念頭におき、一人ひとりの尊厳を守りながら、地域という暮らしの場において「おたがいさま」「支え合い」の意識を醸成し、一人ひとりが地域課題を解決する担い手として、地域の課題を自らの力で解決できる地域力を高めることを目指した地域福祉の推進に取り組んできました。

この間、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人が暮らしていくうえで課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。例をあげると8050問題や、ダブルケアの問題など、全国的に個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが多様化しています。また、全国的に少子高齢・人口減少が進行しており、社会経済活動に大きな影響を及ぼすとともに、多くの地域では、居住形態、ライフスタイルの多様化、世帯の縮小による家庭を支える力の低下などにより、地域の活力や持続可能性を脅かしています。

これらの社会構造の変化などを背景として、家庭や地域などの様々な場において支え合いの基盤が弱まるとともに、暮らしにおける人と人とのつながりが希薄化する中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、問題が深刻化するケースも増えています。

吉川市においては、全国的な人口減少の中においても、人口の増加が続いていますが、令和13年度をピークに減少に転じる推計となっているとともに、高齢者も年々増加しています。これまで生活困窮者支援、障がい者支援、子育て支援、高齢者支援に、それぞれ担当ケースワーカーや、知識や経験を有する専門職員を配置するとともに、庁内をはじめ関係機関などと連携し、問題の解決に向けた支援に努めていますが、今後は、より一層、行政だけでなく、市民、事業者、関係機関などが連携し、分野横断的に地域全体で個々の状況に応じた適切な支援の必要性が求められています。

また、吉川市においても全国と同様に、居住形態、ライフスタイルの多様化や世帯の縮小などにより、自治会加入率の低下、ボランティア活動における参加者の固定化や、ボランティア活動への参加意欲の低下が顕在化し、地域のつながりの希薄化が懸念されています。

一方で、近所付き合いの必要性や、庭の手入れなどの日頃のちょっとした手伝いをしたいと思っている方も多く、地域のつながりに対し関心を持っていることがアンケート調査の結果からもみえています。また、地域食堂などの共通の想いをもった仲間での新たな活動がはじまるなど、地域の主体的な活動の広がりもみせており、ちょっとした手助けや、きっかけを通じて地域の支え合いの輪が広がることで、より一層の地域の活性化が期待されるところです。

このような一人ひとりの暮らしや地域の状況、社会構造の変化を踏まえ、様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、また、多様化が進む社会において犯罪や非行をした人が孤立することなく、再び社会を構成する一員となることのできるような地域の支えも必要です。

そのため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことのできる地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の実現が求められています。

さらには、「SDGs（持続可能な開発目標）」の目標達成に向けて、吉川市の果たすべき役割は重要となっています。

こうした状況下において、地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正され、平成30年4月に施行されました。

この改正では、これまで市町村地域福祉計画の策定は任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に当たっては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられるとともに、「包括的な支援体制の整備」が位置付けられ、令和3年4月に具体的な支援体制の整備として「重層的支援体制整備事業」が施行され、地域共生社会の実現に向けた体制整備などが進められており、こうした状況を踏まえて第4次吉川市地域福祉計画を策定します。

◆社会福祉法の抜粋

第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

◆SDGs（持続可能な開発目標）

「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」とは、2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標であり、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17のゴール・169のターゲットから構成されています。

「SDGs」では、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）社会の実現を目指し、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

このSDGsの目標と本計画に定める施策の目標とは、福祉分野の取り組みをはじめとした地域共生社会の実現につながるため、本計画に位置付ける施策を着実に実施することで、SDGsの目標達成に向けた取り組みが推進されるものと捉えています。



2 計画策定の目的

平成29年3月に策定した第3次吉川市地域福祉計画は、令和3年度で計画期間の満了を迎えます。

そこで、社会経済情勢の変化や社会福祉法に位置付けられた市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項を踏まえ、吉川市総合振興計画をはじめとする福祉関連計画との整合性、SDGs（持続可能な開発目標）の推進などに対応した計画的な地域福祉の推進を図るため、地域福祉の視点からの理念や方針、施策を体系的に示すことを目的として策定します。

また、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、市民や吉川市の地域福祉に係る関係者、様々な主体が、住み良いまちを共につくることを目的として、分野横断的な福祉のまちづくりの視点を共有するため、第4次吉川市地域福祉計画を策定するものです。

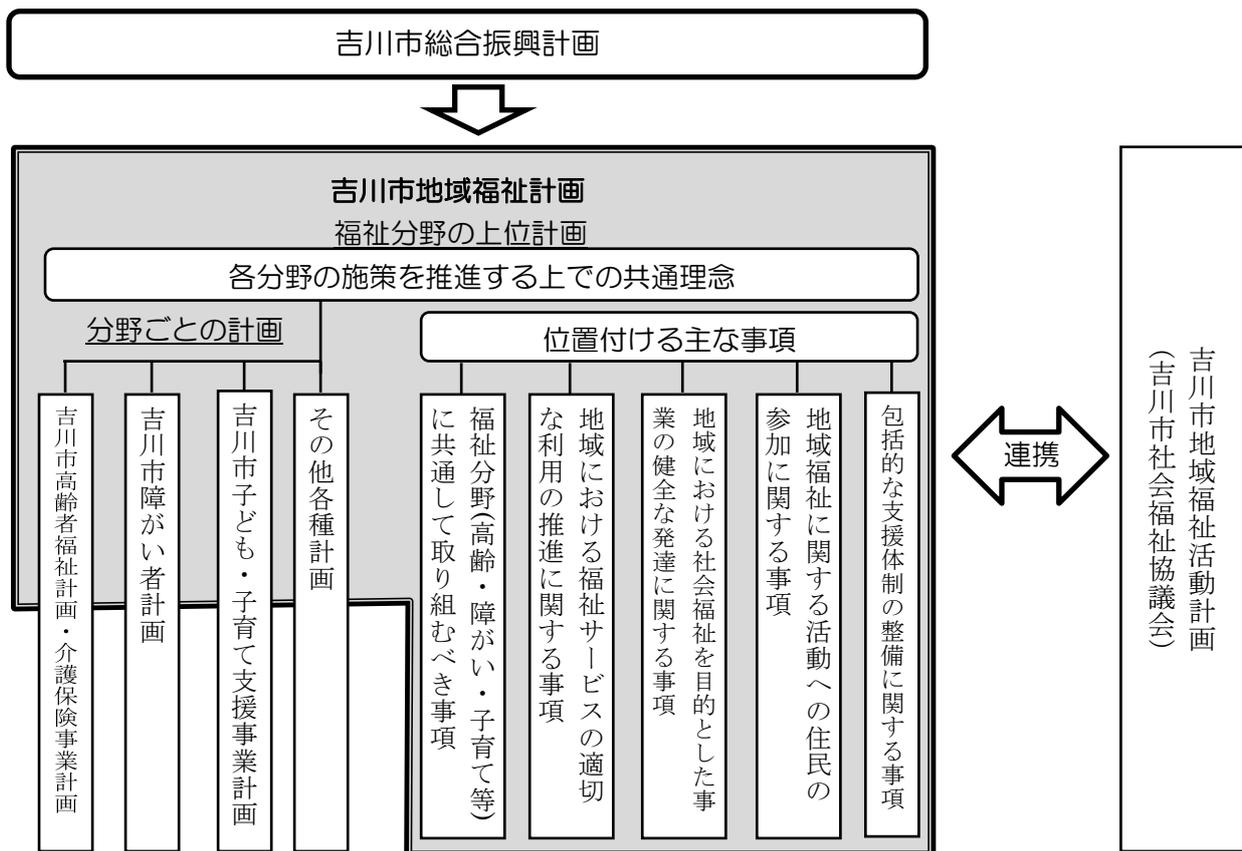
3 計画の位置付け

本計画は、地域福祉の推進を図るために社会福祉法第107条に基づいて策定する「市町村地域福祉計画」で、吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、吉川市障がい者計画、吉川市子ども・子育て支援事業計画などの福祉分野の計画における上位計画として策定し、関連計画との連携を図りながら推進していきます。

また、市の最上位計画である令和4年度を初年度とする「第6次吉川市総合振興計画」との整合を図り、福祉分野の個別計画として策定します。

さらに、吉川市社会福祉協議会が策定する吉川市地域福祉活動計画や、その他の吉川市地域防災計画など福祉分野以外の市の計画や施策との連携を図りながら、福祉施策の推進に当たって地域福祉に関する事項を一体的に定めるものです。

<地域福祉計画と福祉分野の個別計画等との関係図>



※地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合は、地域福祉計画の一部とみなします。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5か年です。ただし、社会情勢の変化や国の制度改正などにより、必要に応じて見直します。

関連する主な計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
吉川市総合振興計画	第5次計画 (平成24～令和3年度)	第6次計画（令和4～13年度）					
吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略	総合戦略 (平成27～令和3年度)	第2次総合戦略（令和4年度～）					
吉川市地域福祉計画	第3次計画 (平成29～令和3年度)	第4次計画（令和4～8年度）					第5次計画 (令和9年度～)
吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第8期計画（令和3～5年度）			第9期計画（令和6～8年度）			第10期計画 (令和9年度～)
吉川市障がい者計画	第4次計画（平成30～令和5年度）			第5次計画（令和6～11年度）			
吉川市障がい福祉計画	第6期計画（令和3～5年度）			第7期計画（令和6～8年度）			第8期計画 (令和9年度～)
吉川市障がい児福祉計画	第2期計画（令和3～5年度）			第3期計画（令和6～8年度）			第4期計画 (令和9年度～)
吉川市子ども・子育て支援事業計画	第2期計画（令和2～6年度）				第3期計画（令和7年度～）		
吉川市子どもの貧困対策推進計画	第1期計画 (平成31年(令和元年)～令和5年度)			第2期計画（令和6年度～）			
吉川市自殺対策計画	第1期計画 (平成31年(令和元年)～令和5年度)			第2期計画（令和6年度～）			
吉川市健康増進計画	第2次計画 (平成25～令和4年度)		第3次計画（令和5年度～）				
吉川市国土強靱化計画	第1次計画（令和3～8年度）						第2次計画 (令和9年度～)
吉川市地域防災計画	毎年検討を行い必要に応じて修正						

各計画は、社会情勢等の変化によって必要に応じ見直しを行うため、計画期間が変わる場合があります。

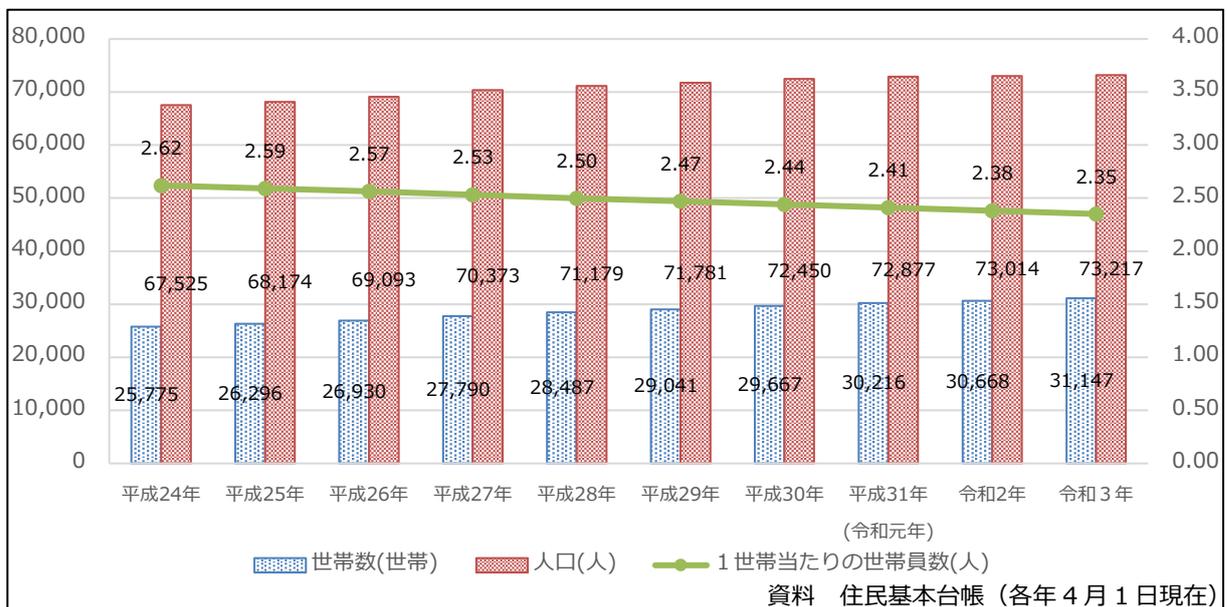
第2章 現状と課題

1 吉川市の地域福祉を取り巻く現状

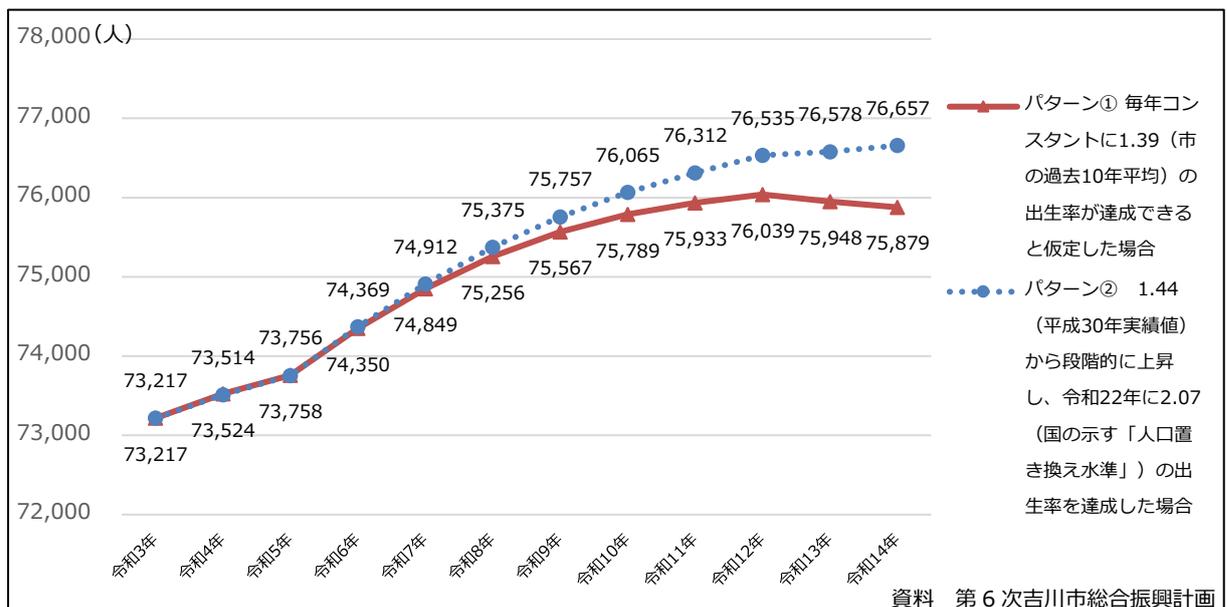
第4次吉川市地域福祉計画の策定にあたり、現在、吉川市がどのような状況にあるかの指標とするため、人口等について整理しました。

1) 人口の推移

- ◆ 吉川市の人口・世帯は、全国的に人口が減少する中、年々増加しており、令和3年4月1日現在では人口73,217人、世帯数は31,147世帯となっています。(図表1)
- ◆ 市全体の人口は令和13年をピークに減少に転じる推計となっています。(図表2)



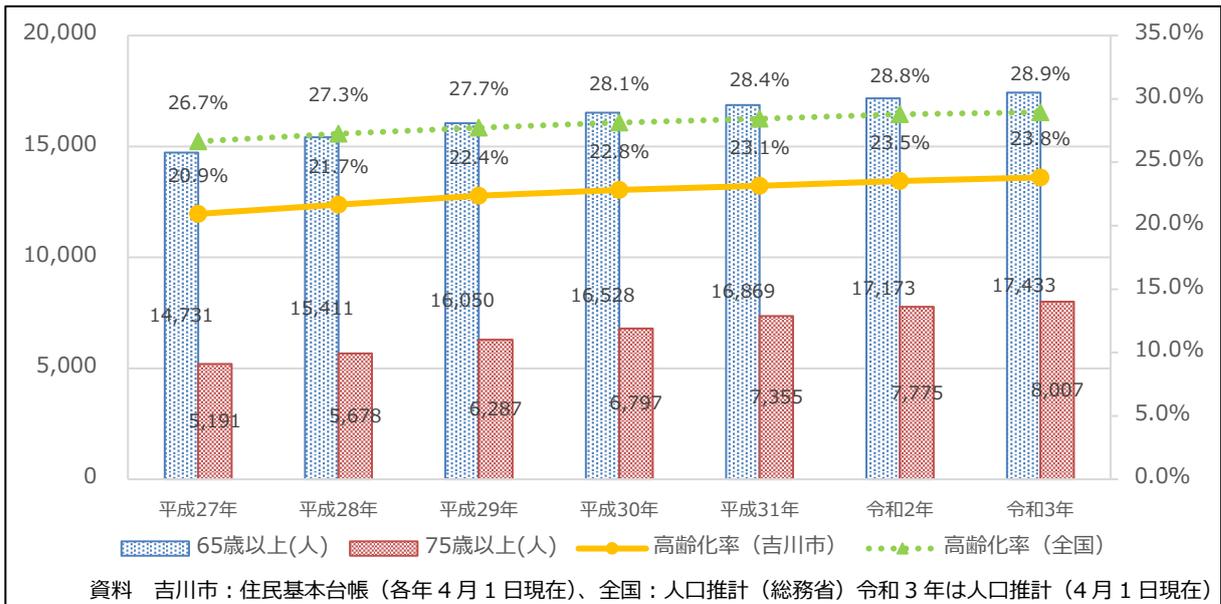
図表1 人口の推移



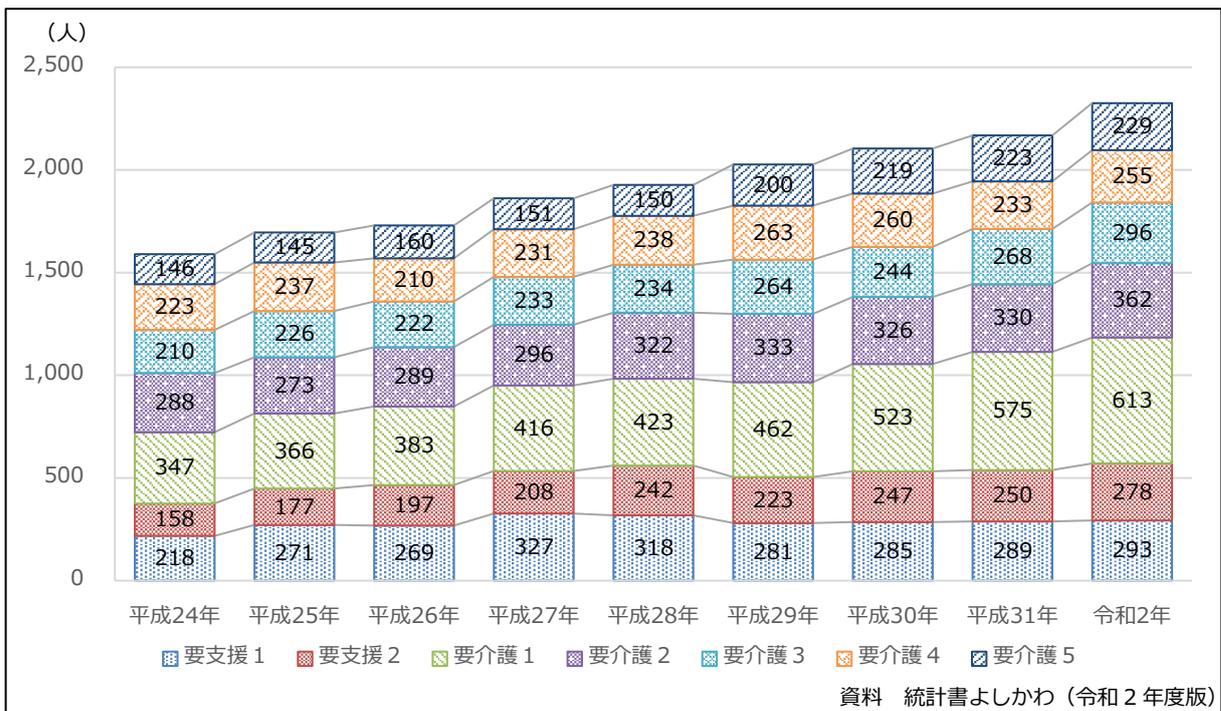
図表2 将来人口の推計

2) 高齢化率と要介護認定者数の推移

- ◆ 吉川市の65歳以上の高齢化率は全国より低い値を示しているが、年々増加しています。(図表3)
- ◆ 65歳以上の要支援を含む要介護認定者数は年々増加しており、第3次吉川市地域福祉計画策定時の平成29年度の2,026人から、直近の令和2年では2,326人へと、300人増加しています。(図表4)



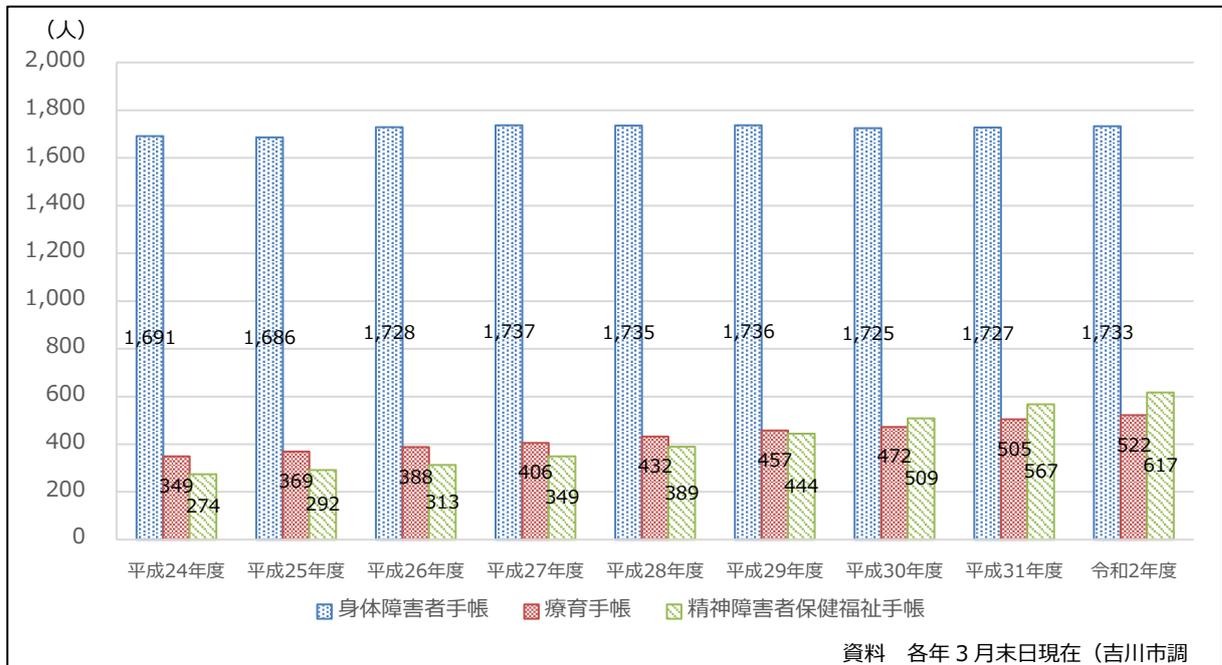
図表3 高齢化率の推移



図表4 要介護（要支援）認定者数の推移

3) 障害者手帳等所持者数の推移

- ◆ 身体障害者手帳は、近年、1,700人台で横ばいとなっており、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳については、増加傾向を示しています。(図表5)



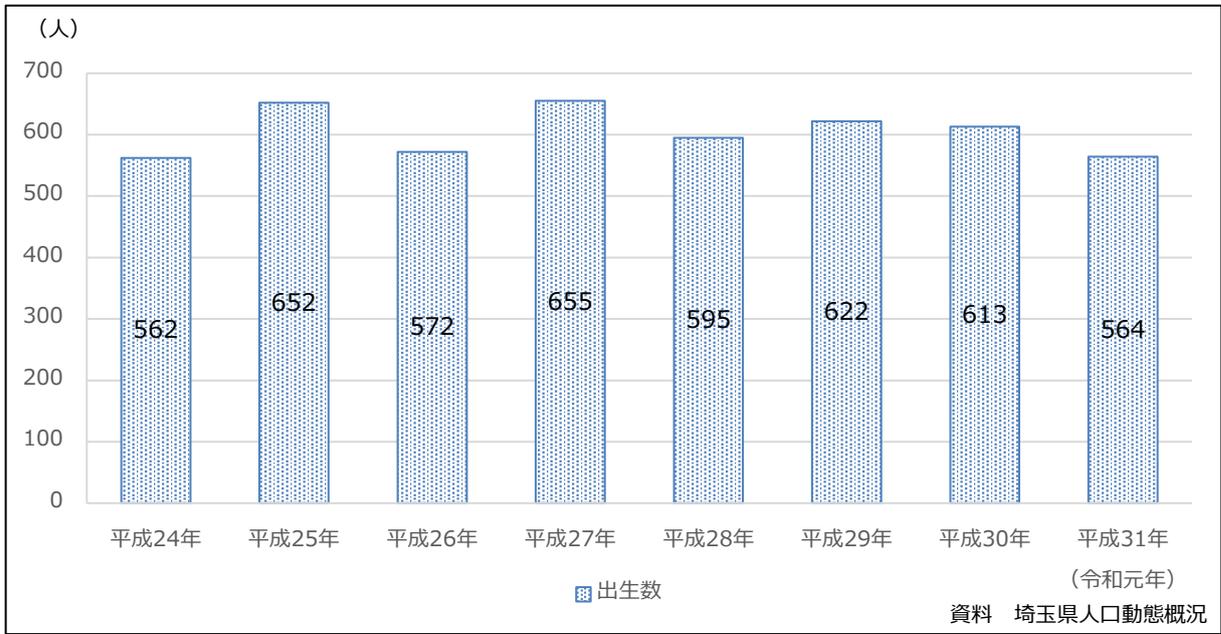
図表5 手帳所持者数の推移

種別	等級	対象者等
身体障害者手帳	1～6級	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そして機能、肢体(上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある方
療育手帳	Ⓐ, A, B, C	知的障害者更生相談所(18歳以上)、児童相談所(18歳未満)で検査を受け、認定された方
精神障害者保健福祉手帳	1～3級	統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病およびその他の精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

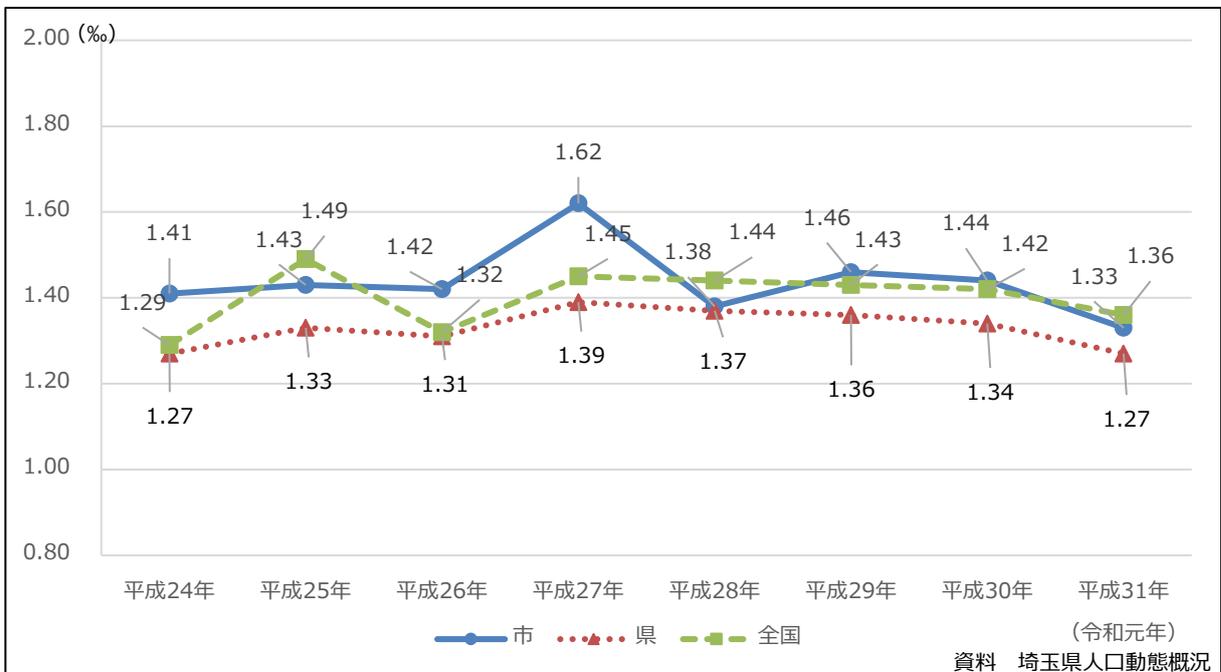
図表6 手帳の種別と対象者等

4) 出生数・合計特殊出生率の推移

- ◆ 出生数は、概ね600人前後で推移しています。(図表7)
- ◆ 合計特殊出生率は、令和元年で、1.33となっており、埼玉県は上回っているものの、全国より低い値となっています。(図表8)



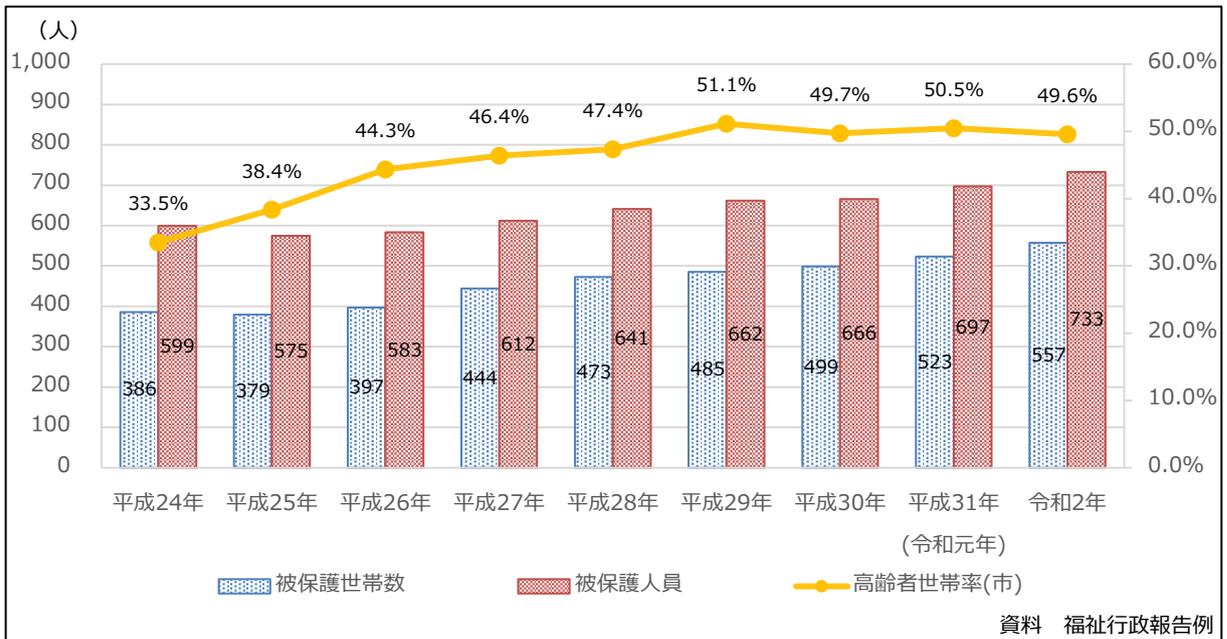
図表7 出生数の推移



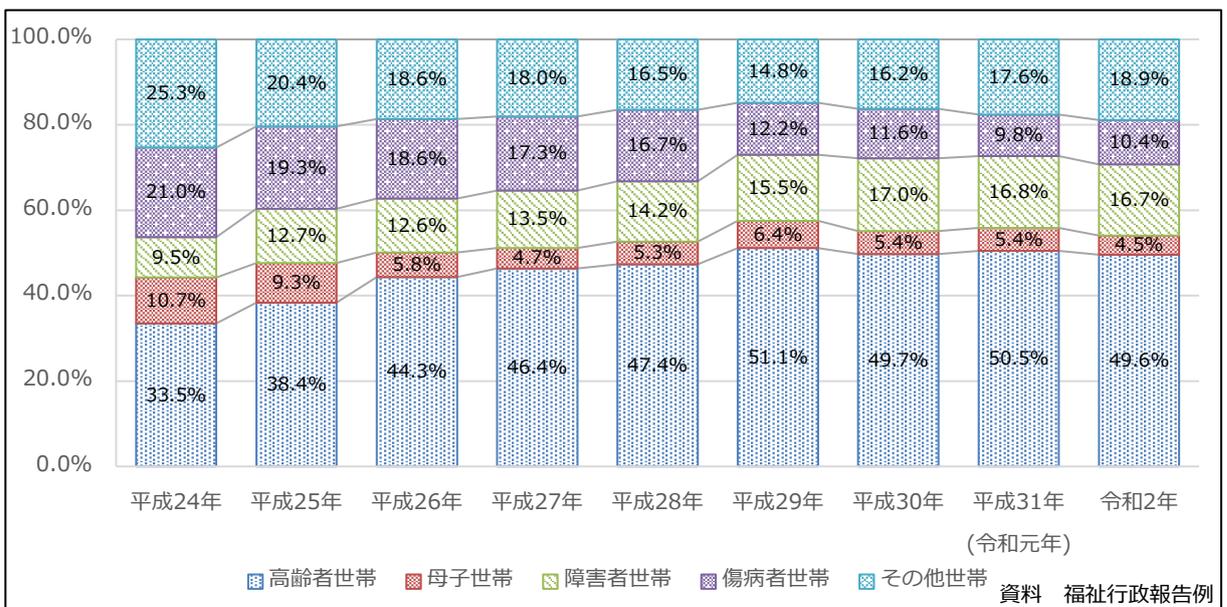
図表8 合計特殊出生率の推移

5) 生活保護

- ◆ 平成25年に被保護世帯数は、一旦減少をしていましたが、平成26年から緩やかに増加しています。(図表9)
- ◆ 被保護世帯の内訳をみると、高齢者世帯が増加傾向にあります。全国でも高齢者世帯の割合が、平成27年より5割を超えており、全国的にも高齢者世帯の割合が増加傾向にあることが窺えます。(図表10)



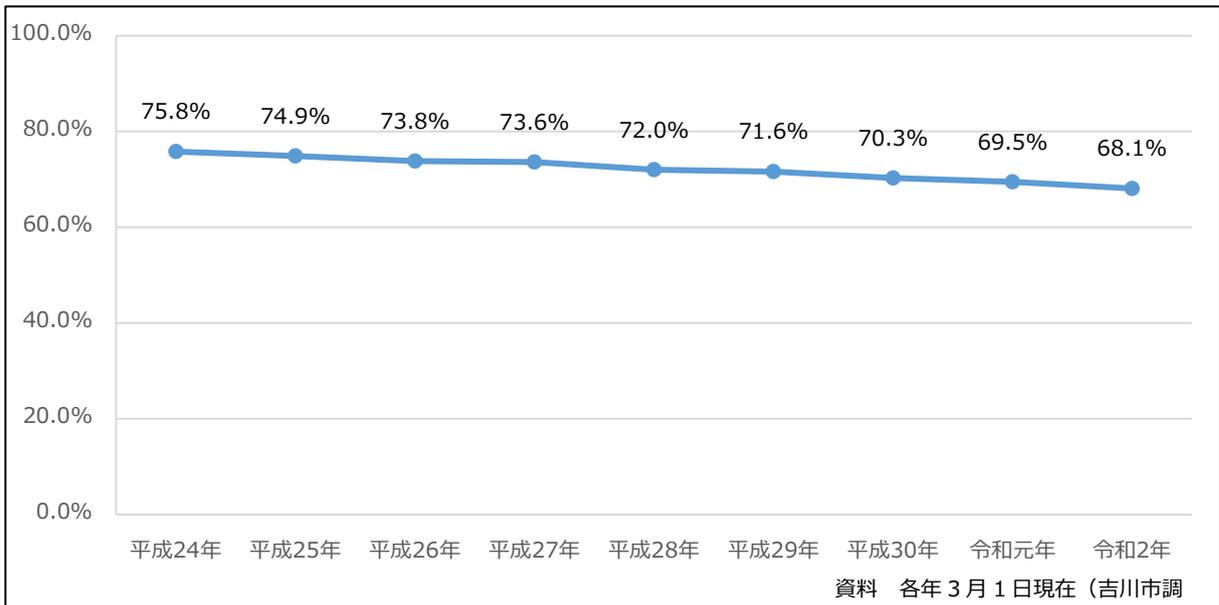
図表9 生活保護世帯・被保護世帯の高齢者世帯率の推移



図表10 世帯類型別内訳の推移

6) 自治会加入率の推移

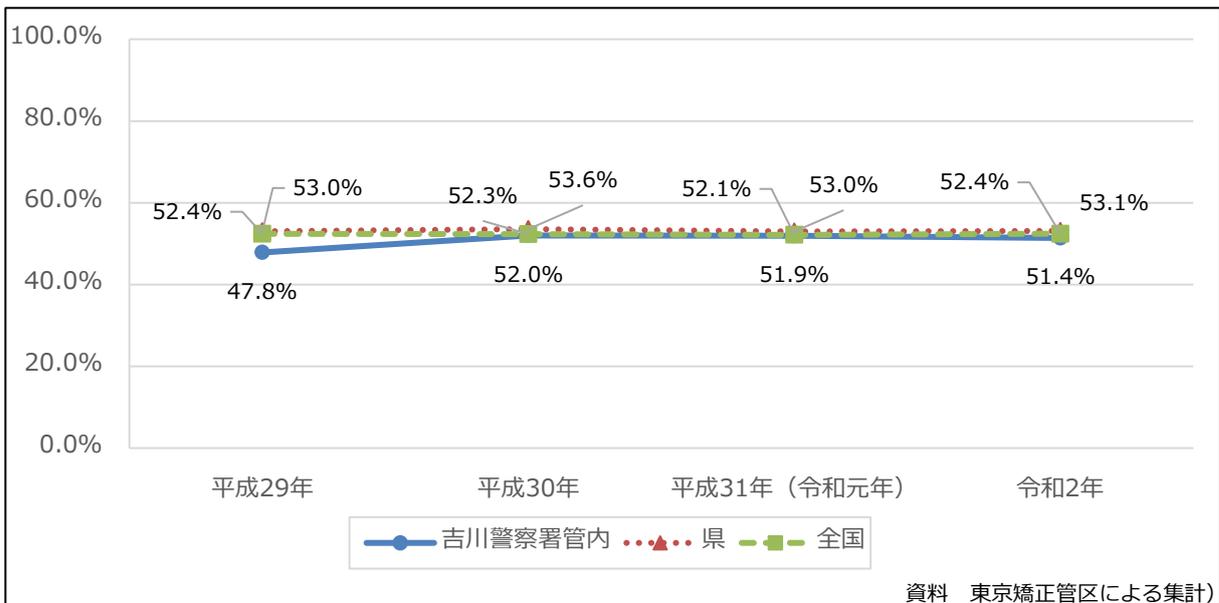
- ◆ 自治会加入率は、年々減少しています。(図表11)



図表11 自治会加入率の推移

7) 再犯率の推移

- ◆ 再犯率は平成29年からほぼ横ばいになっており、検挙された人のうち5割程度が再犯者です。(図表12)



図表12 再犯率の推移

2 市民アンケート調査の結果からみえる現状

第4次吉川市地域福祉計画の策定にあたり、市民の皆様の地域福祉に対する関心や考え、意向などを把握するため、市民アンケートを実施しました。

○市民アンケートの実施概要

実施時期	令和2年11月20日（金）～12月11日（金）
配布・回収方法	調査票の郵送配付・郵送回収
対象者	令和2年11月1日現在20歳以上の市民
配布数	1,500票（無作為抽出）
回答票（回答率）	647票（43.2%）

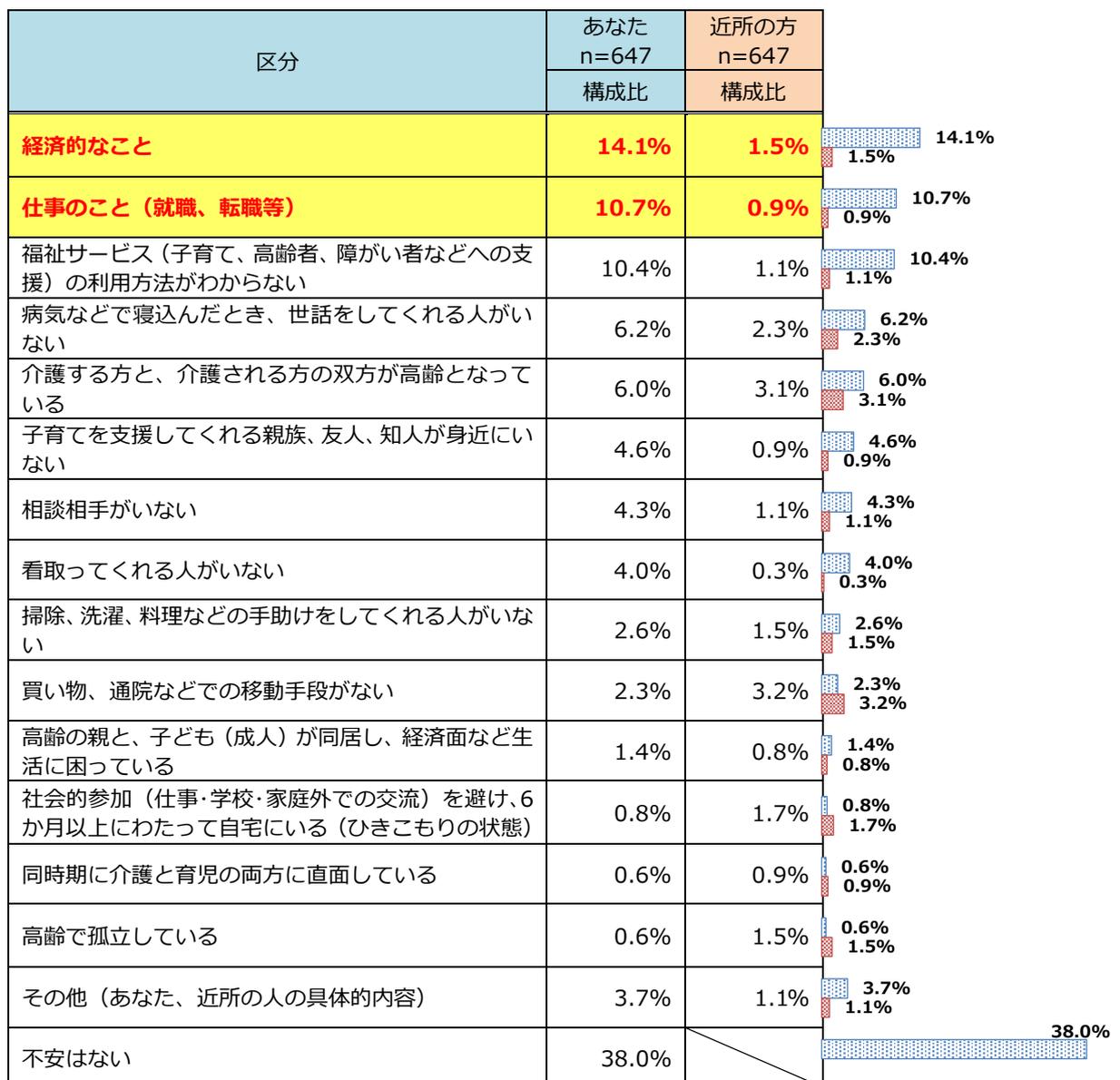
○市民アンケートの調査項目

大項目	小項目
1) 日常生活のこと	① 困っていることや不安なことはあるか
	② 頼れる人はいるか
	③ 助けを必要とする人を助けるか
	④ 市の制度やサービスを利用するか
	⑤ 利用する場合の情報入手
	⑥ 利用しない理由
	⑦ 知っているまたは利用したことのある相談窓口
	⑧ 利用した際に気付いたこと
2) ご近所との関わり	① 近所と付き合いの程度
	② 近所付き合いの考え方
3) 社会活動への関心	① 自治会活動の参加状況
	② 自治会へ期待すること
	③ ボランティア等への参加状況
	④ ボランティア等の活動の内容
	⑤ 今後活躍したい社会活動の分野
	⑥ ボランティア等社会活動へ参加しない理由
	⑦ 社会活動に参加するときの情報入手
	⑧ 社会活動を活性化させるために必要なこと
4) 社会福祉協議会について	① 社会福祉協議会の認知度
	② 取り組みの認知度
5) 災害に対する考え方	① 災害時に不安なこと
	② 災害時に頼りにする人
	③ 災害に備えた取り組みで必要なこと
6) 成年後見制度	① 成年後見制度の認知度
	② 必要になったとき、利用するか
	③ 援助者は誰になってもらいたいのか
	④ 利用しない場合の理由
	⑤ 利用しやすくするために重要なこと
7) 再犯防止について	① 再犯防止に関する取り組みの認知度
	② 再犯防止のために必要なこと
8) 地域福祉について	① 地域の範囲について
	② 特に取り組むべき施策

1) 日常生活のこと

《困っていることや不安なことはあるか》

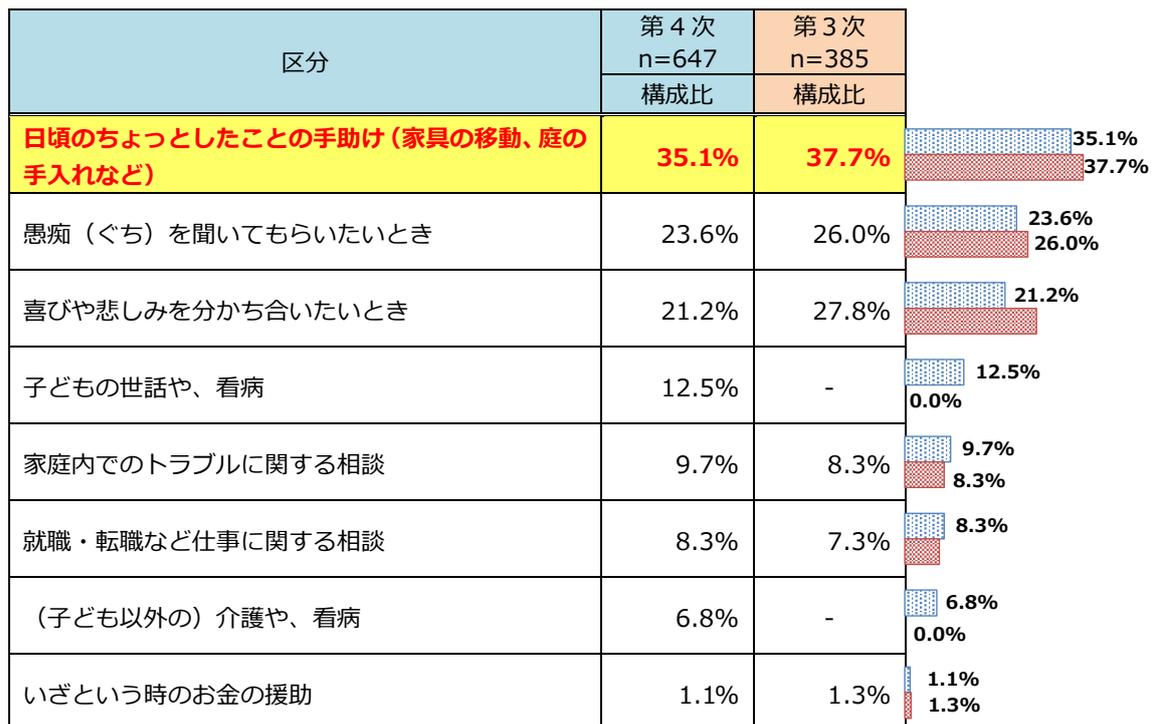
- ◆ 「経済的なこと」が14.1%で最も高く、次いで「仕事のこと」が10.7%となりました。「経済的なこと」や「仕事のこと」に対する不安が窺える結果となり、コロナ禍において実施した調査であったことも影響したものと推察されます。(図表1)
- ◆ 本人と近所では、困りごとの回答数や、回答した困りごとの内容に差が生じており、近所との付き合いや関わりの希薄化が窺える結果となりました。(図表1)



図表1 困っていることや不安なことはあるか

《助けを必要とする人を助けるか（近所の人について）》

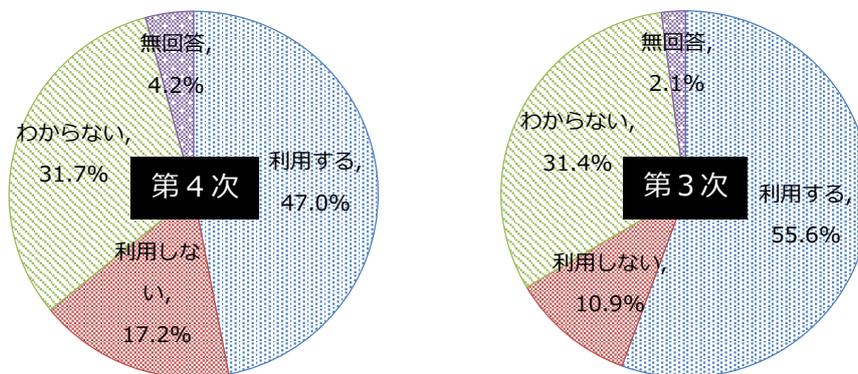
- ◆ 近所の方には頼れないが、個人としては、「日頃のちょっとしたことの手助け（家具の移動、庭の手入れなど）」と回答した割合が35.1%と最も高いことから、ちょっとした手助けが地域のつながりのきっかけとなることが期待できます。（図表2）
- ◆ 前回調査と比較し、近所の人への手助けについて、割合に大きな変化は見られませんでした。（図表2）



図表2 助けを必要とする人を助けるか（近所の人について）

《市の制度やサービスを利用するか・利用しない理由》

- ◆ 前回調査と比較すると、「利用する」が8.6ポイント減少し、「利用しない」が6.3ポイント増加しています。また、利用しない理由のうち、「家族で対応できる」が24.8ポイント、「他人の世話になりたくない」が9.1ポイント増加していることから、周囲に知られず、支援と繋がっていない方々が今後増えることが懸念されます。(図表3・4)
- ◆ 「サービスを利用しない」と回答した方のうち「サービスの内容や利用の仕方がわからない」と回答した割合は、前回調査の66.7%から62.2%と下がっており、これまでの取組みに一定の効果があったものと推察されます。しかしながら、今回の調査においても、サービスを利用しない人の理由として、60%以上と最も高い割合となりました。(図表3・4)



区分	第4次 n=647	第3次 n=385
	割合	割合
利用する	47.0%	55.6%
利用しない	17.2%	10.9%
わからない	31.7%	31.4%
無回答	4.2%	2.1%

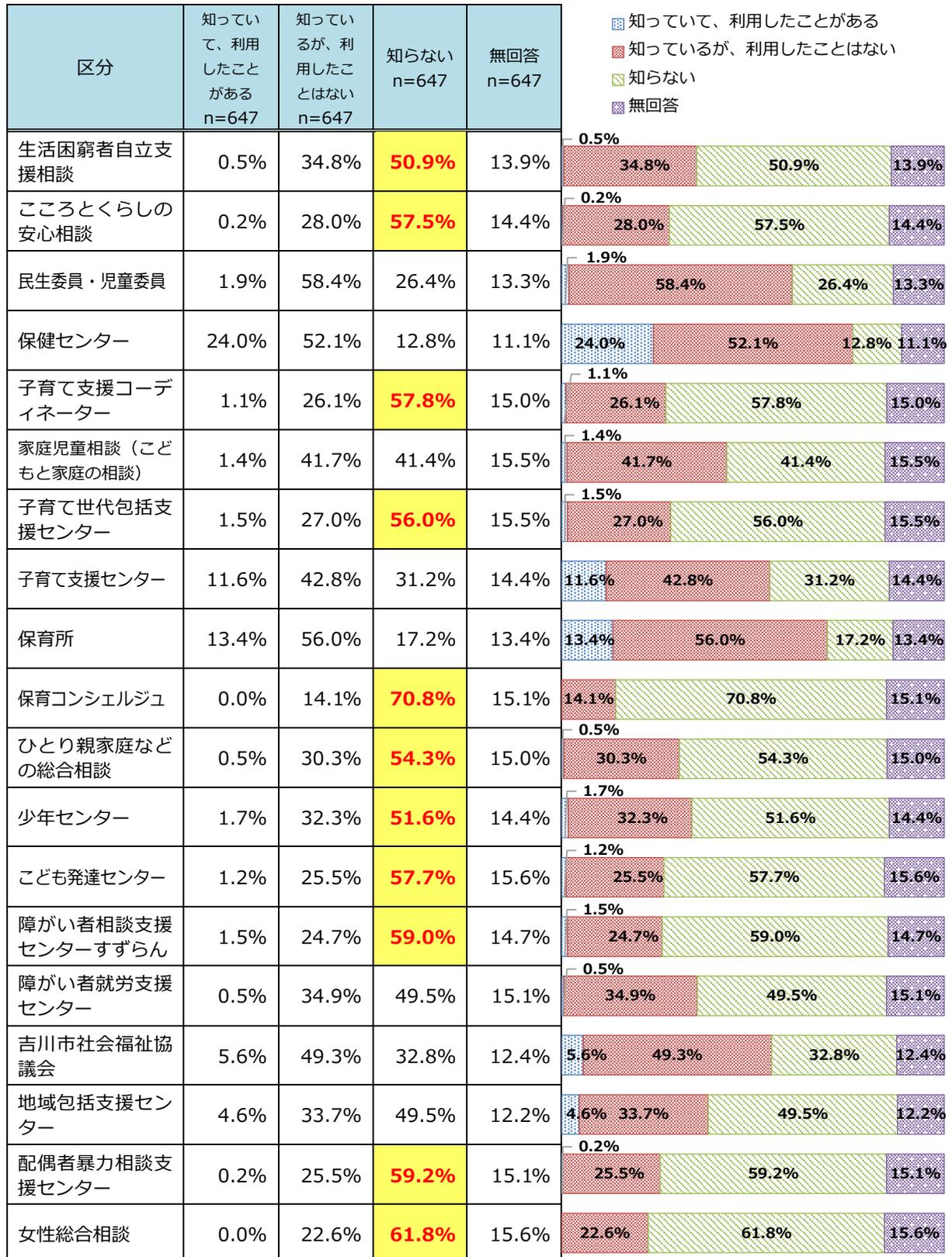
図表3 市の制度やサービスを利用するか

区分	第4次 n=111	第3次 n=42	割合
	構成比	構成比	
サービスの内容や利用の仕方がわからない	62.2%	66.7%	62.2% 66.7%
家族で対応できる	48.6%	23.8%	23.8% 48.6%
使いたいサービスがない	18.9%	26.2%	18.9%
他人の世話になりたくない	16.2%	7.1%	16.2% 7.1%
経済的な負担が心配	10.8%	7.1%	10.8% 7.1%
家族や親族への気兼ねがある	5.4%	2.4%	5.4% 2.4%
その他	0.9%	0.0%	0.9% 0.0%

図表4 利用しない理由

《知っているまたは利用したことのある相談窓口》

- ◆ 「知らない」との回答が50%を超えている相談窓口が多く、情報発信が十分ではないことが窺えます。(図表5)



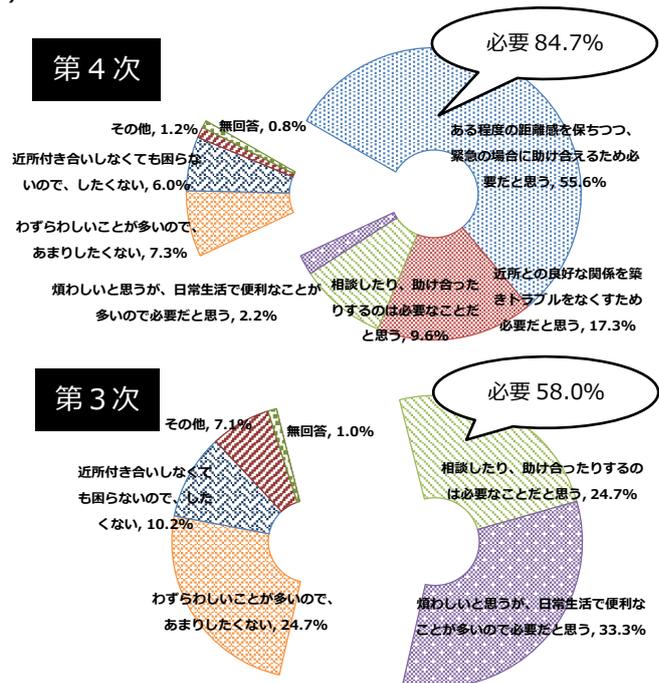
図表5 知っているまたは利用したことのある相談窓口

2) ご近所との関わり

《近所付き合いの考え方》

- ◆ 近所付き合いは、近所との距離感や、その理由など様々であるものの必要と感じている割合が前回調査より高くなりました。(図表6)
- ◆ 20歳以上30歳未満では、「わずらわしいことが多いので、あまりしたくない」、「近所付き合いしなくても困らないので、したくない」と回答した割合が高く、地域とのつながりの希薄化が窺える結果となりました。(図表7)

区分	第4次 n=647	第3次 n=385
	割合	割合
ある程度の距離感を保ちつつ、緊急の場合に助け合えるため必要だと思う	55.6%	-
近所との良好な関係を築きトラブルをなくすため必要だと思う	17.3%	-
相談したり、助け合ったりするのは必要なことだと思う	9.6%	24.7%
煩わしいと思うが、日常生活で便利なことが多いので必要だと思う	2.2%	33.3%
わずらわしいことが多いので、あまりしたくない	7.3%	24.7%
近所付き合いしなくても困らないので、したくない	6.0%	10.2%
その他	1.2%	7.1%
無回答	0.8%	1.0%



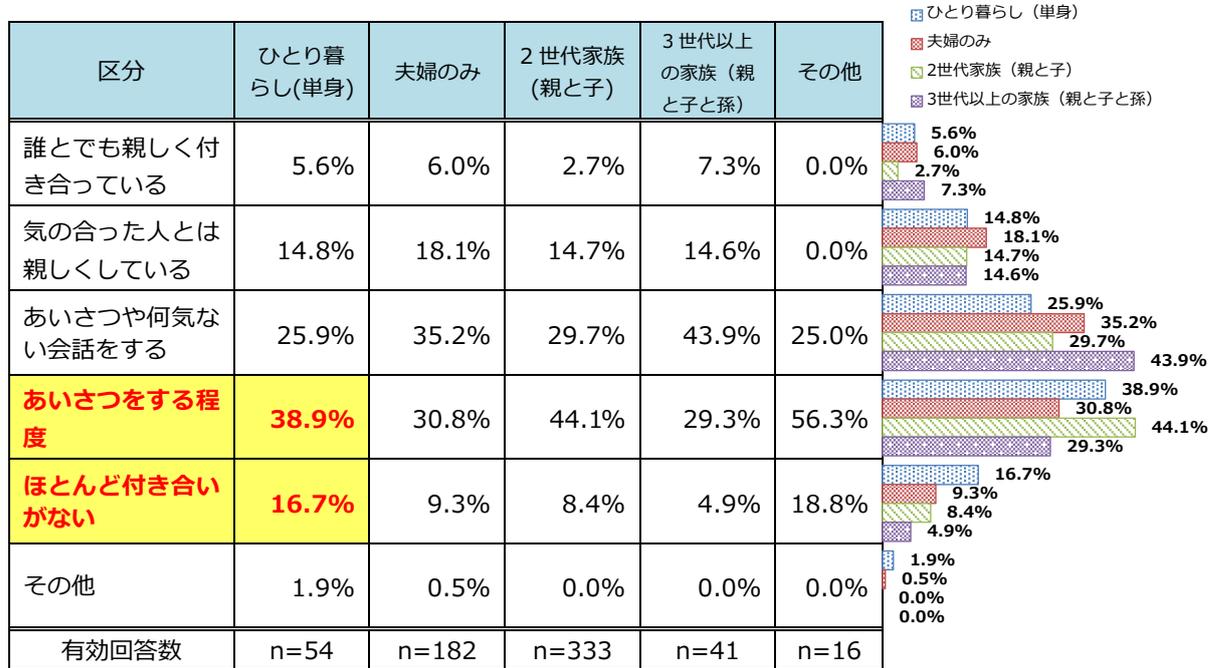
図表6 近所付き合いの考え方

区分		20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上
		相談したり、助け合ったりするのは必要なことだと思う	第4次	3.4%	7.1%	10.7%	10.7%	5.4%
	第3次	18.9%	13.3%	15.5%	19.7%	21.1%	36.4%	46.2%
ある程度の距離感を保ちつつ緊急の場合に助け合えるため必要だと思う	第4次	46.6%	62.4%	60.0%	56.0%	53.6%	50.3%	63.6%
	第3次	-	-	-	-	-	-	-
近所との良好な関係を築きトラブルをなくすため必要だと思う	第4次	12.1%	14.1%	17.9%	11.9%	23.2%	23.9%	12.7%
	第3次	-	-	-	-	-	-	-
煩わしいと思うが、日常生活で便利なことが多いので必要だと思う	第4次	6.9%	0.0%	1.4%	1.2%	3.6%	1.9%	3.6%
	第3次	27.0%	36.7%	31.0%	34.4%	34.2%	35.2%	30.8%
わずらわしいことが多いので、あまりしたくない	第4次	12.1%	4.7%	0.0%	7.1%	10.7%	8.4%	1.8%
	第3次	21.6%	33.3%	32.8%	31.1%	21.1%	18.2%	10.3%
近所付き合いしなくても困らないので、したくない	第4次	12.1%	9.4%	4.3%	13.1%	1.8%	2.6%	0.0%
	第3次	24.3%	6.7%	12.1%	8.2%	10.5%	6.8%	10.3%
その他	第4次	3.4%	0.0%	2.1%	1.2%	0.0%	1.3%	0.0%
	第3次	8.1%	10.0%	8.6%	6.6%	13.2%	3.4%	2.6%
有効回答数		n=58	n=85	n=140	n=84	n=56	n=155	n=55

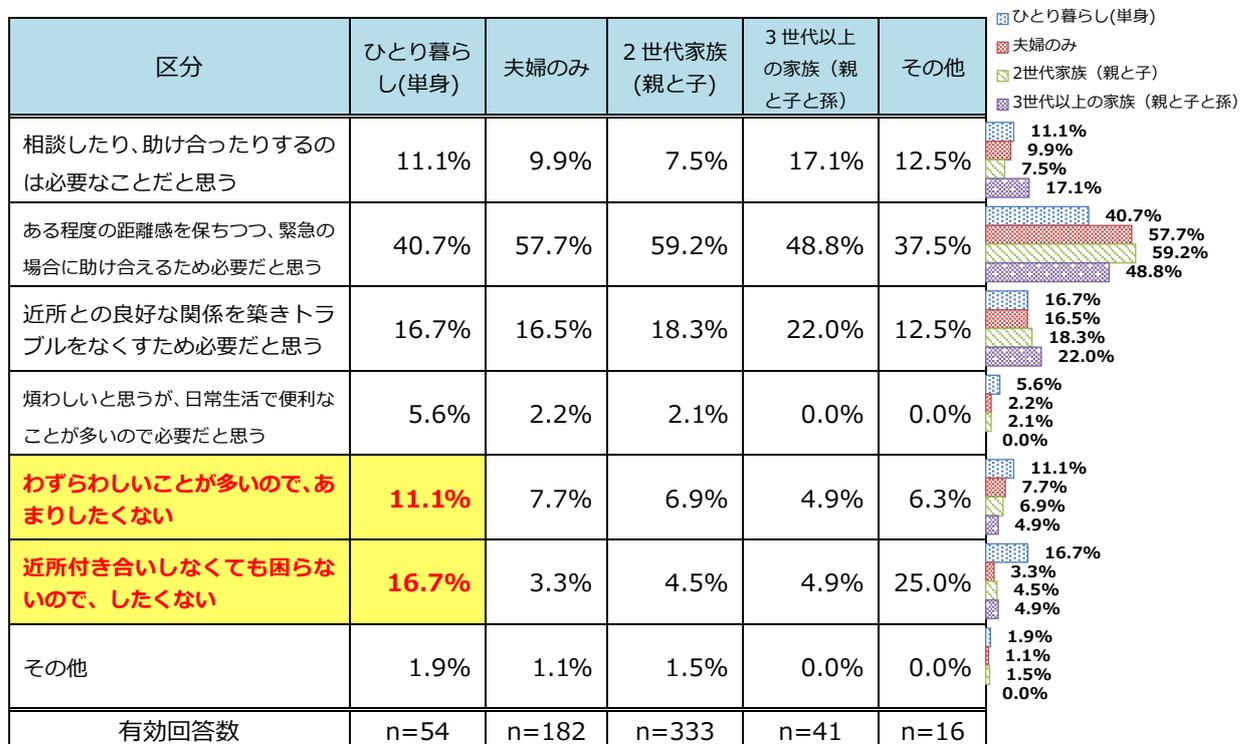
図表7 年齢と近所付き合いの必要性

《家族構成と近所付き合い》

- ◆ ひとり暮らし世帯は、それ以外の家族構成と比較すると、近所付き合いが少なく、必要性も感じていない傾向が窺えます。(図表8・9)



図表8 家族構成と近所付き合い



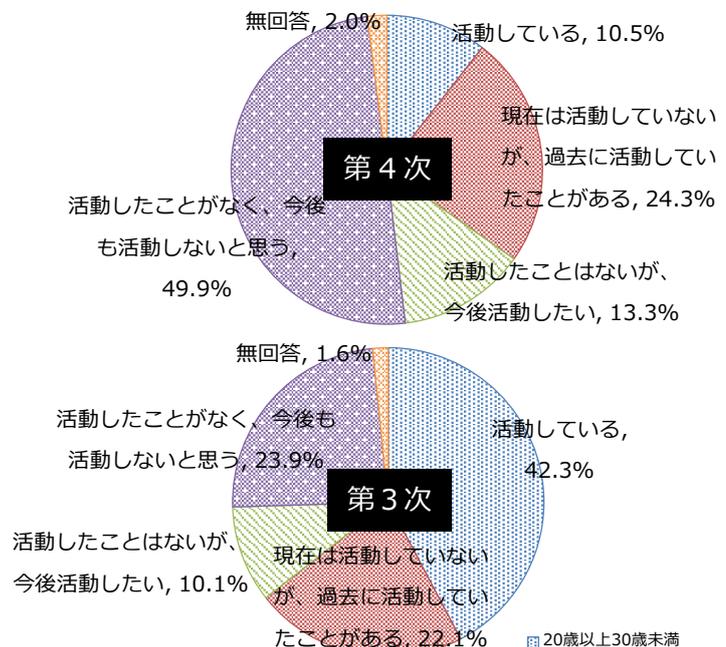
図表9 家族構成と近所付き合いの必要性

3) 自治会やボランティア活動など社会活動への関わり

《ボランティア等への参加状況・参加しない理由》

- ◆ 「活動したことがなく、今後も活動しないと思う」が、26ポイント増加しており、地域活動に興味を持ってもらうためのアプローチを実施していくことが必要です。(図表10)
- ◆ 「活動したことはないが、今後活動したい」と回答した割合も13.3%となっており、きっかけづくりなどにより潜在的な人材を確保する必要があります。(図表10)
- ◆ ボランティア活動等をしない理由として、65歳未満では、仕事や家事の比重が大きいため参加できないと考えている割合が高くなりました。また、75歳以上では、情報収集の方法がわからず、参加できない方の割合が高くなりました。(図表11)

区分	第4次 n=647	第3次 n=385
	割合	割合
活動している	10.5%	42.3%
現在は活動していないが、過去に活動していたことがある	24.3%	22.1%
活動したことはないが、今後活動したい	13.3%	10.1%
活動したことがなく、今後も活動しないと思う	49.9%	23.9%
無回答	2.0%	1.6%



図表10 ボランティア等への参加状況

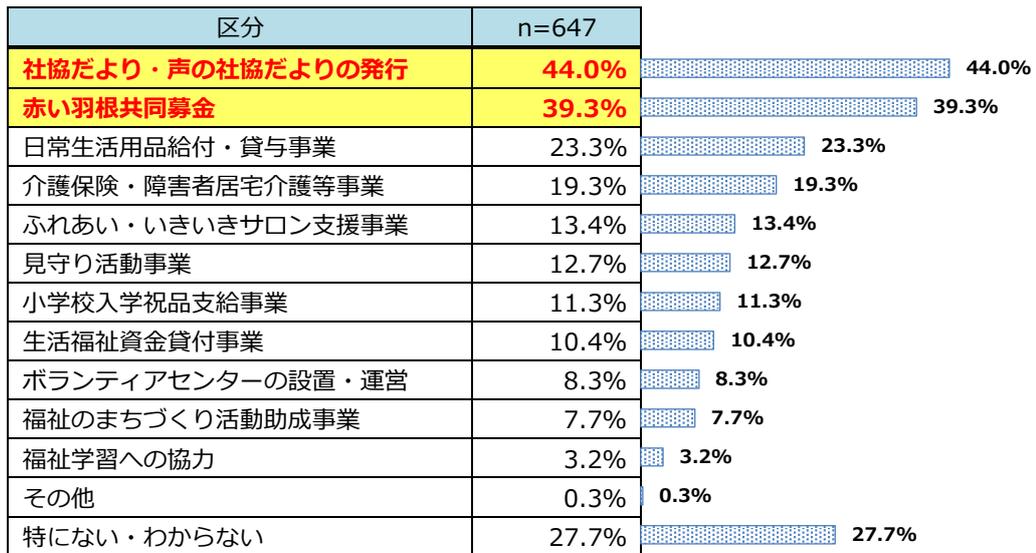
区分	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上
	仕事や家事などで時間に余裕がない	39.7%	36.5%	31.4%	31.0%	21.4%	16.8%
趣味など自分の時間や、家庭での時間を優先している	25.9%	15.3%	10.0%	13.1%	10.7%	18.1%	7.3%
参加するための情報が得られず、どのように参加してよいかわからない	1.7%	15.3%	3.6%	1.2%	3.6%	9.0%	18.2%
活動の意欲や興味がない	13.8%	9.4%	11.4%	13.1%	16.1%	14.2%	9.1%
有効回答数	n=58	n=85	n=140	n=84	n=56	n=155	n=55

図表11 ボランティア等社会活動へ参加しない理由

4) 社会福祉協議会について

《社会福祉協議会の認知度》

- ◆ 「社協だより・声の社協だよりの発行」及び「赤い羽根共同募金」の認知度は高いが、それ以外の事業については、低い結果となりました。(図表13)
- ◆ 社会福祉協議会の認知度は、年齢からみると20歳以上30歳未満で「知らない」と回答した割合が72.4%と最も高い結果となりました。(図表14)



図表13 社会福祉協議会の認知度

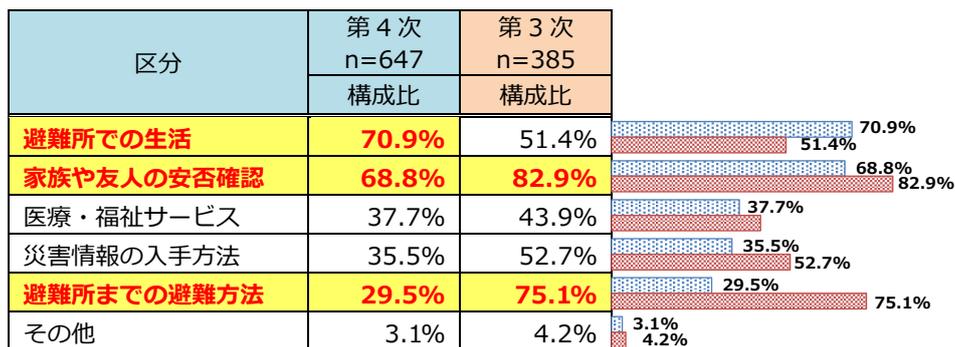


図表14 年齢と社会福祉協議会の認知度

5) 災害に対する考え方

《災害時に不安なこと》

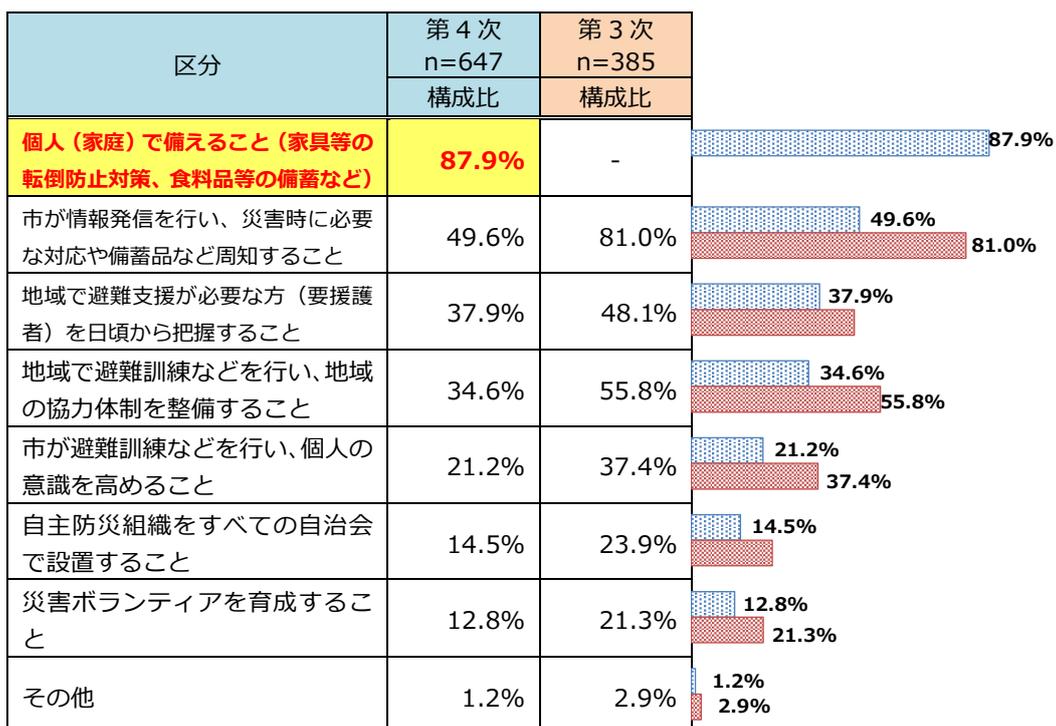
- ◆ 「避難所での生活」が70.9%と最も多く、「家族や友人の安否確認」が68.8%となりました。(図表15)
- ◆ 前回調査より、「家族や友人の安否」が減少した理由として、LINE、Twitter等のSNSの普及が影響していると推察されます。また、「避難所までの避難方法」が減少した理由は、「ハザードマップ」の周知や、実際に災害時に避難所を利用したことが推察されます。(図表15)



図表15 災害時に不安なこと

《災害に備えた取り組みで必要なこと》

- ◆ 災害に備えた取り組みとして、「個人(家庭)で備えること」との回答が87.9%と最も高く、自助意識の高さが窺えます。(図表16)
- ◆ 災害への自助意識は高いものの地域での取り組みが相対的に低い傾向にあります。(図表16)



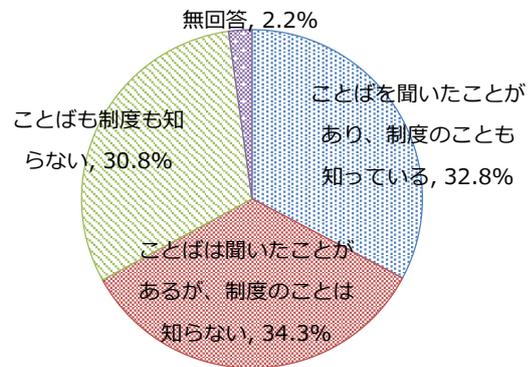
図表16 災害に備えた取り組みで必要なこと

6) 成年後見制度について

《成年後見制度の認知度》

- ◆ 成年後見制度について、「ことばは聞いたことがあるが、制度のことは知らない」、「言葉も制度も知らない」の合計が、65.1%となりました。(図表17)

区分	割合
ことばを聞いたことがあり、制度のことも知っている	32.8%
ことばは聞いたことがあるが、制度のことは知らない	34.3%
ことばも制度も知らない	30.8%
無回答	2.2%

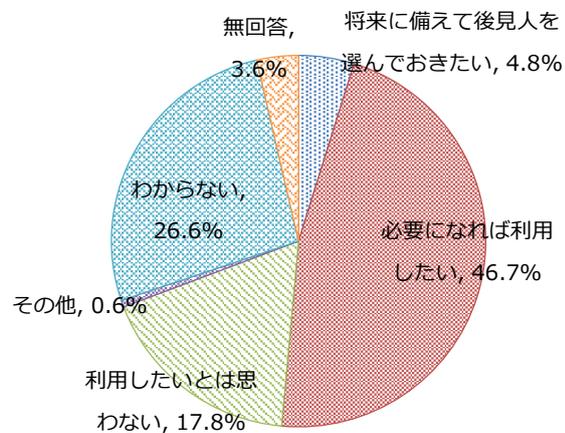


図表17 成年後見制度の認知度

《必要になったとき、利用するか》

- ◆ 「必要になれば利用したい」との回答が多く、今後さらに高齢者の増加や、判断能力に不安のある方への支援の必要性が高まってくるものと推察されます。(図表18)

区分	割合
将来に備えて後見人を選んでおきたい	4.8%
必要になれば利用したい	46.7%
利用したいとは思わない	17.8%
その他	0.6%
わからない	26.6%
無回答	3.6%

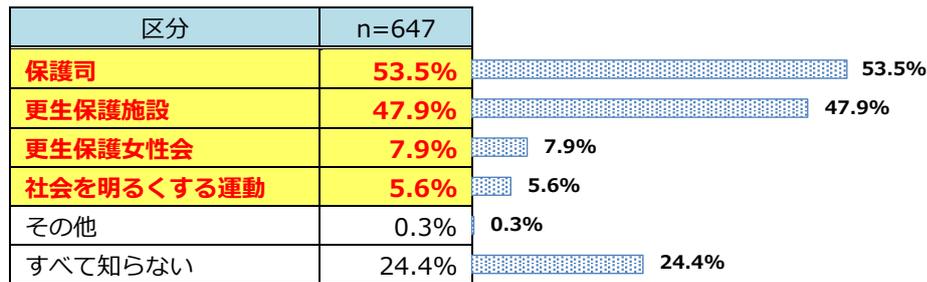


図表18 必要になったとき、利用するか

7) 再犯防止の取り組みについて

《再犯防止に関する取り組みの認知度》

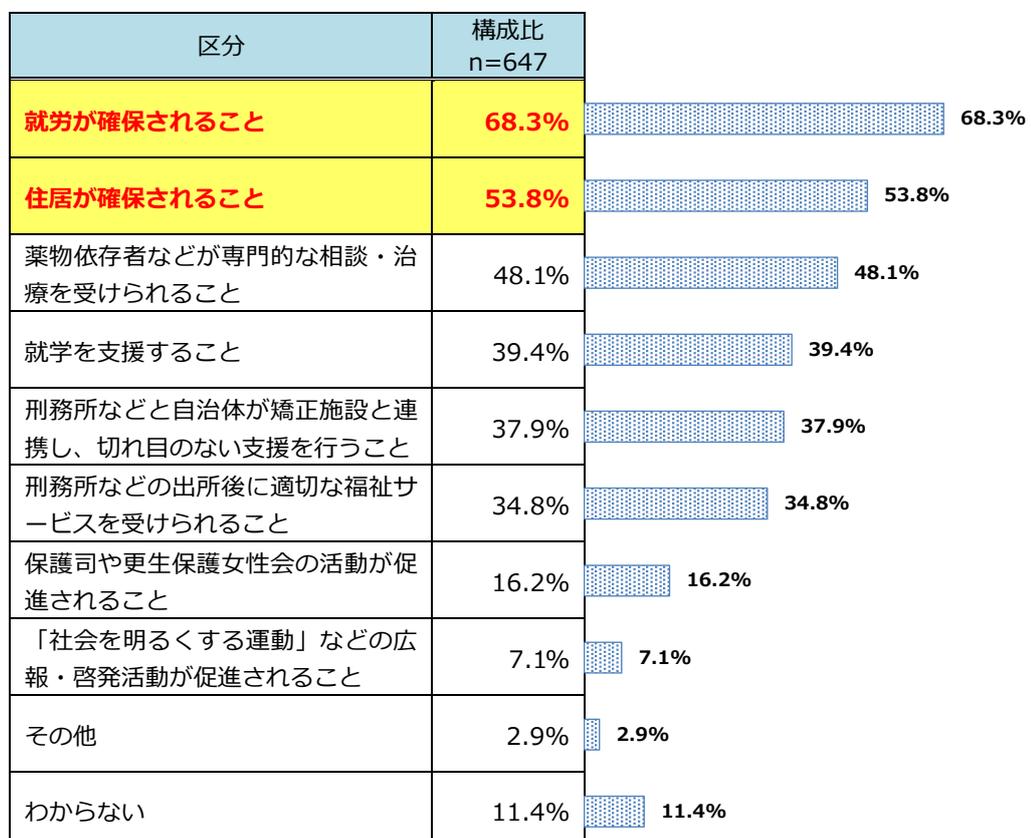
- ◆ 「保護司」が53.5%と最も高く、次いで「更生保護施設」が47.9%となりました。(図表19)
- ◆ 「更生保護女性会」や「社会を明るくする運動」の認知度は、「保護司」等に比べ、低い結果となりました。(図表19)



図表19 再犯防止に関する取り組みの認知度

《再犯防止のために必要なこと》

- ◆ 「就労が確保されること」の割合が68.3%と最も多く、次いで「住居が確保されること」が53.8%となったことから、再犯防止のために必要なことについて、基本的な生活基盤が重要と捉えています。(図表20)

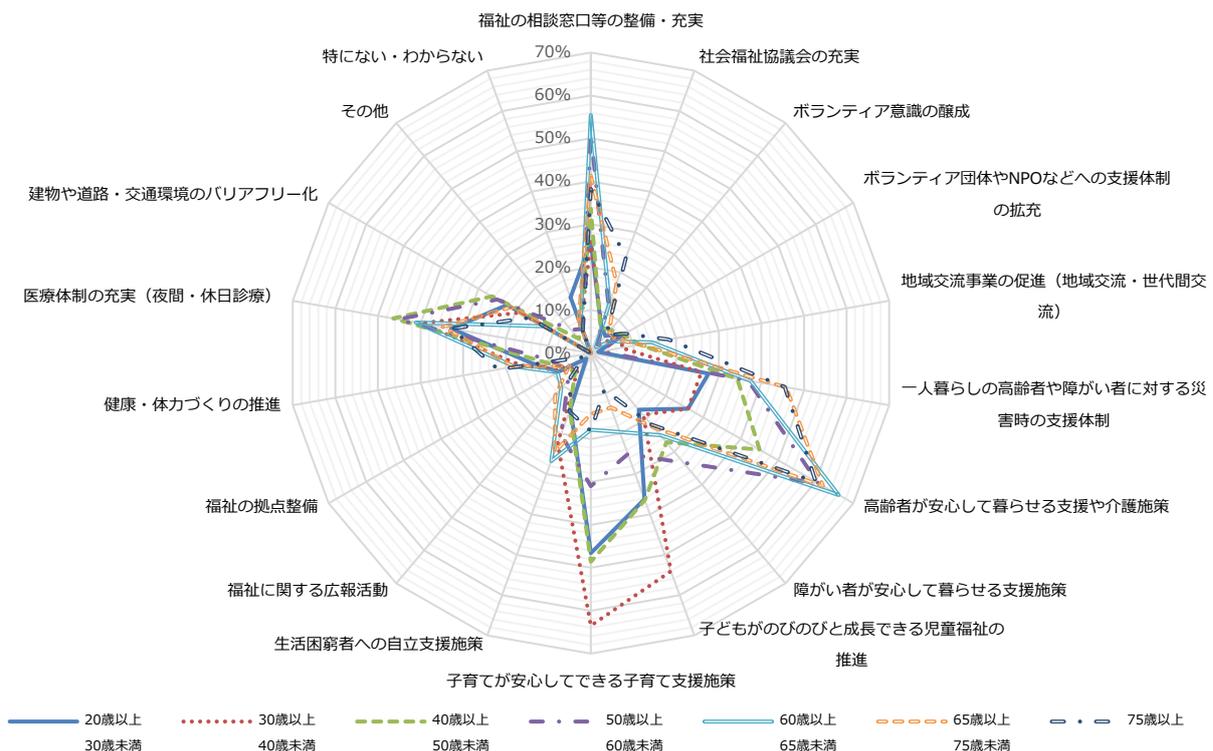


図表20 再犯防止のために必要なこと

8) 地域福祉について

《特に取り組むべき施策》

- ◆ 20歳以上50歳未満では「子育てが安心してできる子育て支援」、50歳以上では、「高齢者が安心して暮らせる支援や介護施策」を取組むべきと考えており、ライフステージや目的に沿った支援を求めている傾向にあります。(図表21)
- ◆ 「医療体制の充実(夜間・休日診療)」、「一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制」、「福祉の相談窓口等の整備・充実」は全年齢共通で高い傾向にあります。(図表21)



区分	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳 以上
福祉の相談窓口等の整備・充実	25.9%	25.9%	33.6%	51.2%	55.4%	41.3%	38.2%
社会福祉協議会の充実	6.9%	7.1%	6.4%	11.9%	12.5%	17.4%	23.6%
ボランティア意識の醸成	5.2%	2.4%	7.1%	2.4%	1.8%	6.5%	5.5%
ボランティア団体やNPOなどへの支援体制の拡充	8.6%	9.4%	8.6%	8.3%	5.4%	6.5%	9.1%
地域交流事業の促進(地域交流・世代間交流)	1.7%	7.1%	11.4%	2.4%	14.3%	11.6%	18.2%
一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制	27.6%	25.9%	34.3%	36.9%	37.5%	45.8%	45.5%
高齢者が安心して暮らせる支援や介護施策	25.9%	25.9%	45.0%	60.7%	66.1%	61.9%	60.0%
障がい者が安心して暮らせる支援施策	17.2%	18.8%	27.1%	33.3%	25.0%	22.6%	21.8%
子どもがのびのびと成長できる児童福祉の推進	36.2%	54.1%	36.4%	25.0%	19.6%	13.5%	9.1%
子育てが安心してできる子育て支援施策	46.6%	63.5%	48.6%	31.0%	17.9%	14.2%	18.2%
生活困窮者への自立支援施策	13.8%	22.4%	14.3%	20.2%	26.8%	24.5%	14.5%
福祉に関する広報活動	1.7%	4.7%	5.7%	8.3%	10.7%	12.9%	7.3%
福祉の拠点整備	8.6%	8.2%	7.1%	7.1%	8.9%	5.8%	1.8%
健康・体づくりの推進	13.8%	16.5%	11.4%	9.5%	17.9%	18.1%	21.8%
医療体制の充実(夜間・休日診療)	32.8%	40.0%	46.4%	45.2%	41.1%	34.8%	32.7%
建物や道路・交通環境のバリアフリー化	22.4%	18.8%	26.4%	25.0%	12.5%	21.3%	16.4%
その他	0.0%	0.0%	4.3%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%
特にない・わからない	13.8%	7.1%	7.1%	6.0%	7.1%	8.4%	5.5%
有効回答数	n=58	n=85	n=140	n=84	n=56	n=155	n=55

図表21 年齢と特に取り組むべき施策

3 団体アンケート調査の結果からみえる現状

第4次吉川市地域福祉計画の策定に当たり、市内で活動する団体の日頃の状況や、地域福祉に対する考え方などを把握するため、地域福祉団体アンケート（以下、「団体アンケート」という。）を実施しました。

○団体アンケートの実施概要

実施時期	令和2年11月27日（金）～12月25日（金）
配布・回収方法	①調査票の郵送配付・郵送回収 ②市民交流センター内設置による周知・郵送による回答
対象者	市内でボランティアや地域サロン等を行っている団体やNPO法人など
回答票	39票

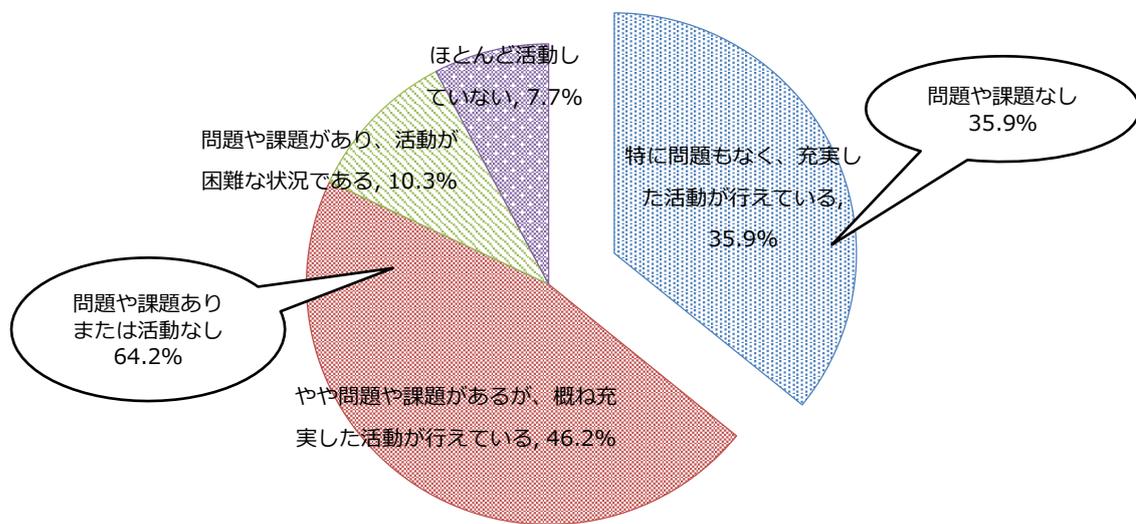
○団体アンケートの調査項目

大項目	小項目
1) 団体概要	① 団体の活動内容
	② 活動範囲
	③ 団体設立のきっかけや経緯
	④ 他団体や市との交流・協力関係について
2) 団体の活動状況	① 現在の活動状況
	② 充実した活動が行えている要素や秘訣
	③ 活動するうえでの問題や課題
	④ 問題や課題を解決するために必要だと思うこと
3) 地域活動についての意見	① 地域の範囲
	② 社会活動を活性化させるために必要なこと
	③ 市民活動やボランティア活動など様々な主体が増えるために必要なこと
	④ 市民の参加意欲を高めるために有効なこと
	⑤ 地域福祉活動推進のために連携が必要な機関について
	⑥ 特に取り組むべき施策

1) 団体の活動状況について

《現在の活動状況・充実した活動の要素や秘訣・活動するうえでの問題や課題》

- ◆ 「特に問題もなく、充実した活動が行えている」との回答が35.9%となり、充実した活動が行えている要素などについて、メンバー間の信頼や、団体として目標があること、集まりやすい活動場所、規約を作っていることなどが挙げられました。(図表1)
- ◆ 「やや問題や課題があるが、概ね充実した活動が行えている」「問題や課題があり、活動が困難な状況である」「ほとんど活動していない」の合計が64.2%となり、団体が抱える問題について、メンバーの高齢化や固定化、少人数化、後継者不足、活動場所の確保、活動内容のマンネリ化などが挙げられました。(図表1)



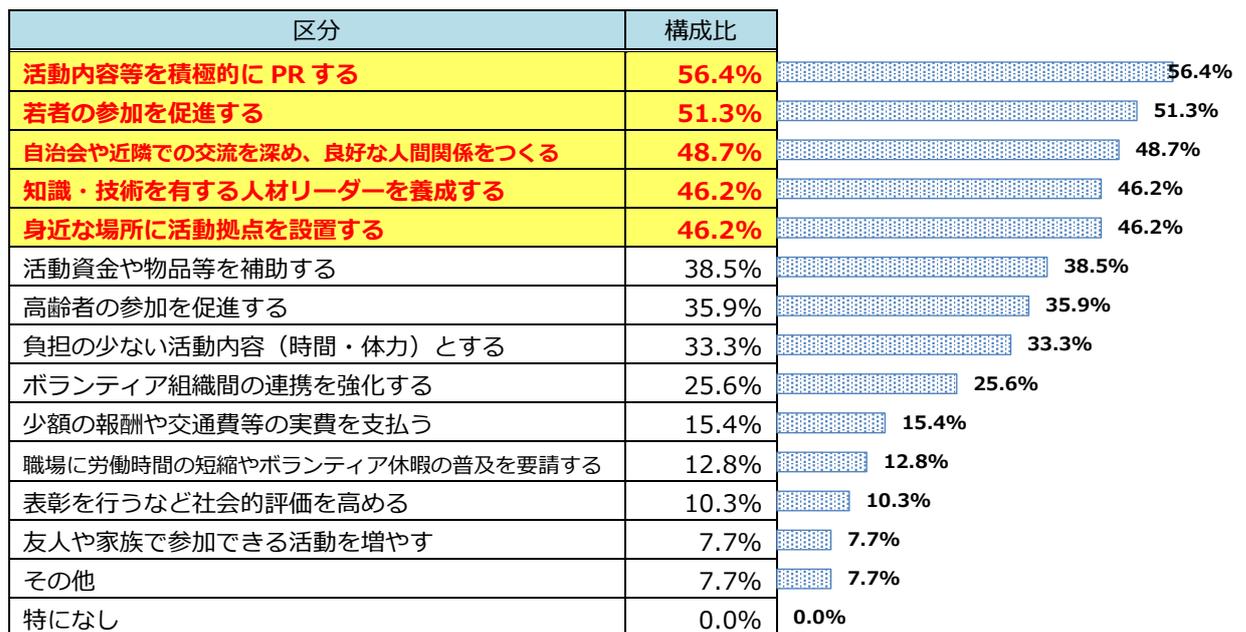
区分	割合
特に関心もなく、充実した活動が行えている	35.9%
やや問題や課題があるが、概ね充実した活動が行えている	46.2%
問題や課題があり、活動が困難な状況である	10.3%
ほとんど活動していない	7.7%

図表1 団体の活動内容

2) 地域福祉活動について

《現在の活動状況・充実した活動の要素や秘訣・活動するうえでの問題や課題》

- ◆ ボランティア活動など、市民の自主的な活動をより活性化させるために必要なことは、「活動内容等を積極的にPRする」が56.4%と最も高く、次いで「若者の参加を促進する」が51.3%、「自治会や近隣での交流を深め、良好な人間関係をつくる」が48.7%、「知識・技術を有する人材リーダーを養成する」「身近な場所に活動拠点を設置する」が46.2%となりました。(図表2)



図表2 社会活動を活性化させるために必要なこと

《様々な主体が増えるために必要なこと・参加意欲を高めるために有効なこと》

- ◆ 「ボランティア活動など様々な主体が増えるために必要なこと」や「市民の参加意欲を高めるために有効なこと」は人材確保や地域交流、活動資金の確保などが挙げられました。(図表3)

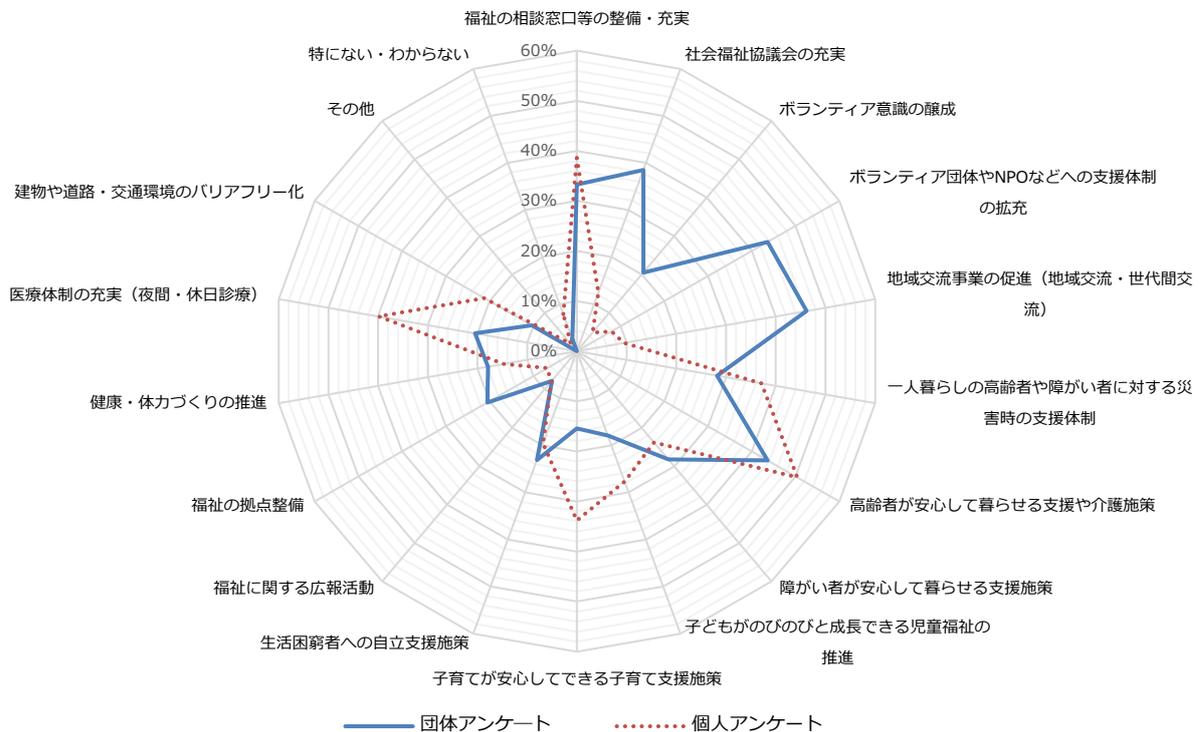
設問	主な意見
ボランティア活動など様々な主体が増えるために必要なこと	ボランティアをした人の活動が、地域の中でどのような役割となっているのか、目に見える形で発信していくことが必要だと思います。
	家族の協力。時間のゆとり。
	住民の自主活動の意識を高める為のセミナーや、きっかけ作り。ひとりでは行えないので、仲間作りの交流の場等があると良い。土台を作って参加募集すると参加しやすいと思う。
市民の参加意欲を高めるために有効なこと	若い人の中には参加のメリットを感じていないケースもある。世相に合わせ、規約などの見直しも必要ではないか。
	活動に対してのPR。まずは認知してもらうこと。そして活動の報告等を広く周知し興味を持ってもらう。
	イベントではなく、日々の小さな生活活動もボランティアや支え合いなんだということが伝えられれば、これから自分でもできる活動だと思ってもらえるのではと思います。

図表3 市民活動やボランティア活動など様々な主体が増えるために必要なこと・市民の参加意欲を高めるために有効なこと

3) 地域福祉について

《特に取り組むべき施策》

- ◆ 福祉関連分野で特に取り組むべき施策について、市民アンケートと比較し、団体の活動に関する「地域交流事業の促進（地域交流・世代間交流）」が最も多く46.2%、次いで、「ボランティア団体やNPO団体などへの支援体制の拡充」が43.6%となったことから、地域の交流や団体への支援が重要と捉えている傾向となりました。（図表4）
- ◆ 団体アンケートにおいても、市民アンケート同様、「福祉の相談窓口などの整備・充実」と「高齢者が安心して暮らせる支援や介護施策」が高い傾向にあります。（図表4）



区分	団体 n=39	個人 n=647
福祉の相談窓口の整備・充実	33.3%	38.6%
社会福祉協議会の充実	38.5%	12.4%
ボランティア意識の醸成	20.5%	4.8%
ボランティア団体やNPOなどへの支援体制の拡充	43.6%	7.9%
地域交流事業の促進（地域交流・世代間交流）	46.2%	9.4%
一人暮らしの高齢者や障がい者に対する災害時の支援体制	28.2%	37.1%
高齢者が安心して暮らせる支援や介護施策	43.6%	50.4%
障がい者が安心して暮らせる支援施策	28.2%	23.8%
子どもがのびのびと成長できる児童福祉の推進	17.9%	27.7%
子育てが安心してできる子育て支援事業	15.4%	33.8%
生活困窮者への自立支援施策	23.1%	19.6%
福祉に関する広報活動	7.7%	8.0%
福祉の拠点整備	20.5%	6.8%
健康・体づくりの推進	17.9%	14.8%
医療体制の充実（夜間・休日診療）	20.5%	39.9%
建物や道路・交通環境のバリアフリー化	10.3%	21.2%
その他	0.0%	1.9%
特になし・わからない	2.6%	7.9%

図表4 特に取り組むべき施策（団体及び個人）

4 第3次吉川市地域福祉計画の取組みと評価

第3次吉川市地域福祉計画（平成29～33年度（令和3年度））では、「生きる力を地域のかへ ともにつくる福祉のまち よしかわ」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ各施策に取り組んできました。これらの主な取組みと成果について整理しました。

目標1 生きる力（自助力）をはぐくむ

1-1 情報提供の充実

関連施策	主な取組みと成果
多様な手段による情報発信、福祉情報の一元化	<p>◆従来型の広報紙だけでなく、ホームページや SNS など様々なツールを用い、アクセシビリティに配慮しながら多くの市民に情報が届くよう努めました。</p> <p>◆認知症ケアパスの普及（第3版）の発行など、修正等を行いながら情報の一元化に努めました。</p> <p>【新たに取組んだ事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ラジオコーナー「金のなまず」（H29～） ★認知症ケアパスの普及（第3版発行）（R3～） ★子育て応援ガイドブック紙面リニューアル（R1～）

1-2 権利擁護の取組み

関連施策	主な取組みと成果
成年後見制度の周知と支援の研究、要援護者虐待の早期発見と防止、交流の機会の充実	<p>◆成年後見制度の周知に努め、身寄りのいない高齢者の成年後見の申し立て制度を実施しましたが、当市の市長申立て件数は少数に留まりました。また、市民や地域の支援者向けに成年後見制度の周知を図るため、講演会形式による市民勉強会を開催しました。</p> <p>◆虐待について、関係機関等と連携し、早期発見、早期に対応し問題解決に努めました。</p> <p>◆「高齢者スポーツ大会」「よしかわふれあいスポーツ大会」では障がい者、高齢者、小学生などの地域住民との交流を深めました。</p> <p>【新たに取組んだ事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★市民向け成年後見人講座の開会（H30～）

1-3 学びの機会の充実

関連施策	主な取組みと成果
福祉教育の推進、学習・体験活動の機会の充実	<p>◆小中学校における福祉教育・人権教育をはじめ、ボランティア講座などを実施しました。</p> <p>◆社会福祉協議会では、市民を対象としたボランティア体験活動や、市民が気軽に参加できるボランティア活動の紹介や情報提供を行いました。</p>

目標2 地域の力（共助力）を高める

2-1 地域福祉を支える人材の育成

関連施策	主な取組みと成果
担い手の育成と支援、地域リーダーの育成と支援、福祉従事者の育成と資質の向上	<p>◆男性シニア層を中心に、定年後の地域デビューを支援するための講座の開催やグループワーク、また、参加者のつながりづくりなどを実施しました。</p> <p>◆毎日1万歩運動の参加者に対して、ウォーキングを推進するリーダーとなれるよう育成講習を実施しました。</p> <p>◆各種研修会や関係機関との情報交換・勉強会などを通じて福祉業務に携わる職員の資質向上を図りました。また、社会福祉士や保健師などを目指す実習の受け入れを積極的に行いました。</p> <p>【新たに取組んだ事業】</p> <p>★シニア元気塾による地域デビュー支援（H29～）</p> <p>★ウォーキングリーダーの育成（H30～）</p>

2-2 地域コミュニティを基盤とした市民活動の推進

関連施策	主な取組みと成果
ボランティア活動などへの参加の機会の充実、地域交流・世代間交流の機会の充実、住民同士の支え合い活動の推進、身近な仲間との健康づくり、互いの気づかいで疾病・自殺予防、地域での防災・減災活動の推進	<p>◆身近な地域で行っている「ふれあい・いきいきサロン」や「地域寺子屋事業」など、多世代間でのつながりや互いに顔の見える関係づくりなどを支援し、地域コミュニティの活性化が図られました。</p> <p>◆生活支援コーディネーターの設置によるコーディネート機能により、身近な地域での支え合いによるまちづくりの推進を図りました。</p> <p>◆「なまらん体操」では、身近な地域の住民が主体となって介護予防や健康増進に取組み、地域でのコミュニケーションの活性化とともに、健康長寿のまちづくりに寄与しました。</p> <p>◆市自殺対策計画を平成31年3月に策定し、悩みを抱えた人のサインに気づき、専門家へつなぎ、見守るゲートキーパー養成講座を実施するなど自殺対策の推進を図りました。</p> <p>◆災害時避難行動要支援者の避難行動を支援するため、要支援者一人ひとりに合わせた個別計画を作成していくためのマニュアルを作成しました。</p> <p>【新たに取組んだ事業】</p> <p>★なまらん体操・なまらん体操プラス体験会の実施（H30～）</p>

2-3 地域のネットワークづくり

関連施策	主な取組みと成果
<p>地域の見守り体制の充実 多様な主体との ネットワークづくり</p>	<p>減災意識の高揚を図るとともに、地域の災害対応力の向上を目指し、減災プロジェクトを実施しました。</p> <p>市民一人ひとりが地域の見守り役となるべく「認知症サポーター養成講座」などの実施を通じて、地域の見守りに対する意識や対応力の向上に努めました。</p> <p>障がい者が暮らしやすい地域社会を市民と一緒に作っていくことを目指すため、あいサポーター（支援者）を育成する「あいサポート研修」を実施しました。</p> <p>医療関係者、介護関係者と行政が参加する吉川松伏多職種連携の会を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握、課題の抽出と対応策を検討しました。</p> <p>地域サロンリーダーを中心に交流会を開催するとともに、地域ボランティアとの交流や情報交換を行いました。</p> <p>市内3つの「地域食堂」が立ち上げた「よしかわ地域食堂ネットワーク」と連携し、「緊急的な年末フードパントリー」を実施しました。</p> <p>【新たに取組んだ事業】</p> <p>★あいサポート研修の実施（R2～）</p>

目標3 自助・共助を支える力

3-1 支援体制の充実

関連施策	主な取組みと成果
相談支援体制の充実 関係機関の連携による 支援体制	<p>◆令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に関連して生じる経済・生活問題などにより、悩みを抱えた人の自殺の増加が懸念されることから、令和2年7月から「こころとくらしの安心相談」を設置しました。また、関係課との連携を図りながら、横断的な解決に向けた取組みを行うなど、相談支援体制の充実に努めました。</p> <p>◆庁内に限らず、関係機関との連携を図りながら、横断的な解決に向けた取組みを行うなど、相談支援体制の充実に努めました。</p> <p>◆福祉関連分野においては、知識や経験を有する専門職員の配置や、庁内の関係課や関係機関と連携し、複雑化・複合化した課題等の解決の支援に努めていますが、社会福祉法の改正などを踏まえ、当市に最も適した支援スタイルの方向性を検討するため、庁内検討会議を設置し、関係機関や県のアドバイザー派遣も活用し検討してきました。</p> <p>【新たに取組んだ事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★認知症初期集中支援チームの設置（H29～） ★こころとくらしの安心相談（R2～） ★包括的な支援体制のあり方に関する庁内検討会議（R2～）

3-2 多様な主体による活動の活性化

関連施策	主な取組みと成果
市民活動や地域活動の支援、社会福祉法人や企業等の社会貢献活動の推進	<p>◆自治会をはじめとする、市民活動や地域活動に対する活動費助成や運営支援を実施しました。</p> <p>◆「吉川市みらいステップアップ助成金」によって、市民活動のさらなる活性化を図ってきました。</p> <p>◆市内全95自治会の連合体である吉川市自治連合会では、市と協働で「地域課題を地域で解決するための勉強会」を立ち上げ、「自治会加入率の減少」、「災害対応」、「高齢化などの課題」について、自治会役員だけでなく、学識経験者など様々な分野のメンバーで、解決に向けた研究を実施しました。</p> <p>◆社会福祉法人や企業等の地域における公益的な取組みの観点から、地域のイベントや文化事業の開催・講演、寄附、災害時義援金の拠出などさまざまな社会貢献活動の促進に努めました。</p> <p>【新たに取組んだ事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★こども未来応援基金の設置（R1～） ★障がい者基金の設置（R3～）

3-3 地域福祉推進のための体制づくり

関連施策	主な取組みと成果
<p>地域人材とアイデアを活かす仕組みづくり、協働による地域福祉の推進、居場所や活動の場づくり・拠点づくりの検討、圏域の研究</p>	<p>◆「市民シンクタンク事業」によって、市民のアイデアによる事業の創出とその実現、あわせて協働による地域福祉の推進に寄与しました。</p> <p>◆社会福祉協議会と連携し、「緊急子ども応援配食」、「おやつゴーランド」、「災害ボランティアセンター立ち上げ運営訓練」、「緊急的な年末フードパントリー」等を実施しました。</p> <p>◆「障がい者の地域での生活を考える検討会議の設置」について、障がい者の就労や住まいなど地域生活支援のあり方と今後の方向性について、事業所や関係団体等と協議を重ね、グループホームの設置促進につながる支援などを含めた提言書を、令和3年2月に市へ提出しました。</p> <p>◆「6次産業・農福連携分科会の実施」について、令和2年度から、市の農業を活性化するための今後の農業の在り方等について検討するため、福祉団体や農業団体の関係者など様々な分野が構成員となり農福連携に関する事項の協議を行いました。</p> <p>◆庁舎跡地利活用検討委員会を開催し検討を行いました。</p> <p>◆圏域を設定するうえで、自治会や民生委員、地域包括支援センターなどで設定している圏域の整合性を図り、関係機関が効果的に地域の課題に対応できる体制の構築を目指していますが、様々な活動が安定・定着した活動が実施されており、現在のところ圏域を統一することが難しい状況です。</p> <p>【新たに取り組んだ事業】</p> <p>★庁舎跡地の利活用の検討（H30～）</p>

5 地域福祉の課題

1) 市民アンケートの結果から見る課題 ～人と地域をつなげるために～

市民アンケートでは、「日常生活で困っている・不安なこと」や、「近所付き合いの考え方」などから、近所付き合いや関わりの希薄化が窺える結果となりました。特に20歳から30歳までの若年層において、近所付き合いが少なく、近所付き合いをしたくないと感じている傾向となりました。

また、自治会やボランティア活動の参加状況に関する設問において、第3次計画のアンケート結果と比較し、「活動している」との回答が大きく減少し、「活動したことがなく、今後も活動しないと思う」との回答が約5割を占める結果となったことから、地域のつながりの希薄化が窺えます。

地域とのつながりが希薄化すると、個人や世帯が問題を抱え込んでしまい、必要な支援へと繋がらない可能性があります。

しかし、「日頃のちょっとした手助け」であれば、近所の人からの助けに応えるとの回答が高いことから、ちょっとした手助けが地域のつながりを深めるきっかけとなることが期待できます。

そのため、誰一人取り残さない地域づくりのため、活動しやすい範囲から、市民の地域社会への参画を促していく機会をつくる必要があります。

2) 団体アンケートの結果から見る課題 ～地域活動のPRの充実～

団体アンケートでは、回答をいただいた団体の内、約8割が「概ね充実した活動が行えている」と回答しましたが、約2割は「活動が困難な状況である」または「ほとんど活動していない」との結果となりました。その理由として、参加者の高齢化や新規参加者が少ないことによるメンバーの固定化が多く挙げられました。

また、地域福祉活動の活性化や、ボランティア活動などの様々な主体が増えるために必要なことについての回答においても、活動紹介やPR活動などの地域住民への情報提供を求める声が多く挙げられました。

そのため、引き続き、市民活動サポートセンター等を活用しながら、団体活動の活性化のため、情報提供やネットワークの形成などのしくみづくりを行っていくことや自発的な活動への支援が必要です。

3) 第3次吉川市地域福祉計画の取り組みから見る課題 ～地域共生社会への推進～

第3次吉川市地域福祉計画では、「生きる力を地域のカへ ともにつくる福祉のまち よしかわ」を基本理念として、市民一人ひとりの尊厳を守りながら、地域という暮らしの場において「おたがいさま」「支え合い」の意識を醸成し、一人ひとりが地域課題を解決する担い手として、地域の課題や問題を自らの力で解決できる地域力を高めることを目指し、地域福祉を推進してきました。SNS やホームページを活用した情報提供方法の充実、定年後の地域デビューを支援するための講座の開催やグループワークの実施、地域の見守りに対する意識や対応力の向上を目的とした認知症サポーター養成講座の実施や、小中学校での福祉教育・人権教育やボランティア講座など、一定の成果があったと考えます。

一方で、第3次吉川市地域福祉計画で掲げた目標に対し、課題も挙げられます。

まず、目標1の「生きる力（自助力）をはぐくむ」については、情報リテラシーの低い方への情報提供の検討や、高齢者など判断能力に不安のある方へ支援、市民の地域活動への理解を深める機会・活動のさらなる充実などが求められています。

次に、目標2の「地域のカ（共助力）を高める」では、団体アンケートからわかるように、地域の担い手の掘り起しや育成・支援などの市民が地域とつながるための参加支援がより必要とされており、また、多様な主体とのネットワークづくりや見守り体制の充実など、地域の助け合いや支え合いにつながる支援も求められています。

目標3の「自助・共助を支える力（公助力）の充実」では、複雑化・複合化した課題や、既存の支援制度では対応できない制度の狭間の問題に対しての支援や、自治会やボランティア活動団体など地域づくりに寄与する市民活動へのさらなる支援などが求められています。

近年、社会構造の変化を背景に、「自助」・「共助」・「公助」の要となる地域のつながりの希薄化や、住民が抱える課題が複雑化・複合化していることから、どこにもつながらず問題がより深刻化するケースも増えています。

そのため、第4次吉川市地域福祉計画では、第3次吉川市地域福祉計画の成果や課題を踏まえ、それぞれのライフスタイルに合った情報発信の検討や、地域活動へのより一層の参加支援や多様な主体とのネットワークづくり、制度や分野を超えた横断的な相談体制や居場所づくりなどにより、地域共生社会の実現に向けた取組みをさらに進めていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

つながり支え合う 地域共生社会の実現

吉川市では、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、最上位計画として令和4年度を初年度とし、令和13年度を目標年次とする「第6次吉川市総合振興計画」を策定し、将来都市像「幸せつながる みんなのまち よしかわ」の実現を目指しています。

だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、立場や状態にかかわらず、一人ひとりが価値ある存在であることを認め合い、支え合いながら地域を共に創っていくことが求められています。

そのためには、地域の多様な主体が「我が事」として、さまざまな地域活動や、生活課題の解決に向けた取組みなどに参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながるとともに、つながりを深めていく必要があります。

本計画では、「つながり支え合う 地域共生社会の実現」を基本理念として掲げ、地域福祉を推進していきます。

<イメージ図>



自立の概念

「自立」とは、「他の援助を受けずに自分の力で身を立てること」の意味ですが、福祉分野では、人権意識の高まりや、障がいのある人もない人と同等に生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの思想の普及を背景として、「様々な社会資源を活用しながら、自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」、「障がいがあってもその能力を活用して社会活動に参加すること」の意味としても用いられています。

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの目標を掲げ施策を展開します。

基本目標1 一人ひとりを尊重し 自分らしく暮らせるまちづくり

子どもから高齢者、障がい者や生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、また、それぞれの立場や環境などにおいて役割を持ち、輝ける存在として活躍できるよう、他者への理解、思いやりや、福祉活動への理解を深める取組みを進めるとともに、ライフステージや目的に沿って適切なサービスを選択できるよう、デジタル化に対応した情報発信など効果的な情報提供に努めます。

また、判断能力に不安のある方への支援や、虐待への対応などの一人ひとりの尊厳を守る取組みを進めるとともに、罪を犯した人への社会復帰において、再び地域の中で暮らしていけるよう再犯防止対策に努めます。

基本目標2 支え合い 地域で安心して暮らせるまちづくり

地域福祉を推進するうえで地域の支え合いや、助け合いは不可欠であり、それらを担う人材の確保や育成を推進します。

また、地域の支え合いや、助け合いなどにより福祉意識が醸成され、さまざまな役割を担う市民活動団体や事業者などの主体が増えることは、地域コミュニティが活性化するとともに、地域課題を解決に導く社会資源の増加にもつながることから、地域を支える市民活動の推進を図ります。

さらに、だれにも相談できずに社会で孤立してしまう問題が起こらないようにするためには、地域の気づきや声かけが大きな役割を果たします。このようなことから、地域の見守り体制を充実するとともに、活動団体の活性化を図るため、多様な主体とのネットワークづくりを推進します。

基本目標3 つながり ともにつくるまちづくり

複雑化・複合化した課題に対し、市において属性を問わないどこでも丸ごと受け止められる分野横断的な相談体制を確立し、社会福祉法人などによる解決に向けた新たな支援の取組み、世代や属性を超えて参加・交流できる場や居場所の確保などの地域づくりに向けた支援体制など、向かい合う支援から、寄り添いながら伴走する支援へと歩みを進めるための包括的な支援体制の構築に努めます。

また、地域福祉を推進する上での課題を把握し、市民、地域、市民活動団体、事業者、関係機関などの多様な主体と行政とが、相互の理解と役割を認め合い、分野横断的に連携し、それぞれが持つ豊かな経験やアイデアを地域福祉やまちづくりに活かすしくみづくりを推進します。

3 施策の体系

基本理念 つながり支え合う 地域共生社会の実現

【基本目標1】 一人ひとりを尊重し 自分らしく暮らせるまちづくり

施策の柱	施策の内容
1-1 福祉の理解喚起と情報提供の充実	1-1-1 福祉の理解喚起
	1-1-2 多様な手段による情報提供の充実
1-2 権利擁護活動の促進	1-2-1 成年後見制度の利用促進
	1-2-2 権利擁護支援の体制整備
	1-2-3 要援護者虐待の防止と早期発見・早期対応
1-3 再犯防止の支援 (吉川市再犯防止推進計画)	1-3-1 就労・居住確保の支援
	1-3-2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
	1-3-3 広報・啓発活動の推進
	1-3-4 非行の防止対策
	1-3-5 更生保護関係団体との連携強化

【基本目標2】 支え合い 地域で安心して暮らせるまちづくり

施策の柱	施策の内容
2-1 地域福祉を推進する人材の確保と育成	2-1-1 民生委員・児童委員の担い手確保と活動支援
	2-1-2 担い手の育成と支援
	2-1-3 地域リーダーの育成と支援
	2-1-4 福祉従事者の育成と資質の向上
2-2 地域を支える市民活動の推進	2-2-1 ボランティア活動などの市民活動の充実
	2-2-2 多様な交流の機会の充実
	2-2-3 住民同士の支え合い活動の推進
	2-2-4 健康・体力づくりからの関係促進
	2-2-5 防災・減災活動の推進
2-3 地域のネットワークづくり	2-3-1 地域の見守り体制の充実
	2-3-2 多様な主体とのネットワークづくり

【基本目標3】 つながり ともにつくるまちづくり

施策の柱	施策の内容
3-1 包括的支援体制の構築と 相談支援体制の充実	3-1-1 包括的な支援体制の構築 【重点】
	3-1-2 相談支援体制の充実
3-2 多様な主体による活動の活性化	3-2-1 市民活動や地域活動などへの支援
	3-2-2 社会福祉法人や企業などの社会貢献活動の推進
3-3 地域福祉推進のための体制づくり	3-3-1 社会福祉協議会との連携強化
	3-3-2 居場所づくりの推進と拠点づくりの検討
	3-3-3 圏域の検討

第4章 基本計画

基本目標1 一人ひとりを尊重し 自分らしく暮らせるまちづくり

1-1 福祉の理解喚起と情報提供の充実

1-1-1 福祉の理解喚起

福祉に関する体験、交流を通じた福祉教育や、人権セミナーの開催などにより、他者への理解や思いやりに対する意識をひき起こし体現できるよう、福祉の理解喚起に努めます。

また、ボランティア活動や地域活動などへの参加につながる機会を増やすとともに、ボランティア活動や地域活動を行っている人が、講座などを通じて地域活動や福祉に対する関心をさらに高められる取組みを推進します。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 小中学校における福祉教育	地域福祉課 学校教育課
➤ 人権セミナーの開催	生涯学習課
➤ 認知症サポーター養成講座	長寿支援課

1-1-2 多様な手段による情報提供の充実

従来型の広報紙だけでなく、ホームページや SNS など多様なツールを用いて、幅広い世代へデジタル化に対応した発信などを含めて、多くの市民に情報が届けられる取組みを推進します。

また、高齢者や子育て世帯などのそれぞれのライフステージや目的に沿って適切な福祉サービスを、わかりやすく、容易に入手できる情報提供に努めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ スマートフォン向けアプリによる「広報よしかわ」の配信	政策室
➤ 声の広報	障がい福祉課
➤ ホームページや SNS、電子メールによる情報発信	政策室

1-2 権利擁護活動の促進

1-2-1 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどを理由に判断能力が不十分なため、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難な人を保護・支援する制度です。

判断能力が十分でない人の権利擁護を図るため、成年後見制度の審判請求の申立てや、制度の利用に係る費用の助成などを広く周知し、利用の促進に努めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 高齢者の成年後見制度の審判請求及び成年後見制度の費用助成制度	長寿支援課
➤ 障がい者の成年後見制度の審判請求及び成年後見制度の費用助成制度	障がい福祉課
➤ 成年後見制度の周知	関係各課

1-2-2 権利擁護支援の体制整備

今後、高齢者のさらなる増加など、判断能力に不安のある方への支援の必要性の高まりを見据え、金銭管理、他人に財産管理などを任せることが心配と感じている声もあることから、成年後見制度への理解をはじめとする利用促進や、成年後見制度利用促進計画の策定を見据え、法人後見制度、成年後見等実施機関など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方についての検討を進めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 市民向け成年後見講座	長寿支援課
➤ 権利擁護のあり方の検討	関係各課

1-2-3 要援護者虐待の防止と早期発見・早期対応

高齢者、障がい者、子ども、配偶者などに対する虐待の防止や、早期発見、早期対応に向けて、虐待防止の啓発や、市民、関係機関などとの連携による早期発見とともに、相談業務をはじめ養護者なども含めた支援に取り組めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 地域包括支援センターなどによる早期発見・早期対応	長寿支援課
➤ 障がい者虐待防止センターの機能強化	障がい福祉課
➤ 児童虐待防止対策事業	子育て支援課

1-3 再犯防止の支援（吉川市再犯防止推進計画）

【計画策定の趣旨】

平成28年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）において、再犯の防止に関する施策などを実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記され、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務となりました。

そうした中、近年、検挙人数に占める再犯者の比率は上昇しており、犯罪をした人の中には、高齢や障がいをはじめ、貧困や厳しい生育環境など、さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている方もいます。

そのため、犯罪をした人の再犯を防止し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関などと連携し、就労・居住確保の支援、保健医療・福祉サービスの利用の促進とともに、犯罪をした人たちの更生についての理解を深めるための広報・啓発活動などを推進するため、再犯防止推進法第8条第1項に基づき「吉川市再犯防止推進計画」を策定します。

なお、犯罪をした人の社会復帰の支援は、関係機関をはじめ、市民、地域、団体、事業者などとの連携が不可欠であり、地域福祉と一体的に展開する必要があることから、吉川市再犯防止推進計画は、地域福祉計画に盛り込んだ計画とします。

1-3-1 就労・居住確保の支援

生活困窮者自立支援制度を活用した就労支援や、住居確保に向けた経済的な支援などを行います。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 就労支援	地域福祉課
➤ 住居確保給付金	地域福祉課
➤ 生活困窮者自立相談支援	地域福祉課

1-3-2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

高齢者や障がい者などの保健医療・福祉サービスを必要とする人へ、必要な支援が適切に提供できるよう、関係機関などと連携し、利用の促進に努めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 各種保健医療・福祉サービス	関係各課

1-3-3 広報・啓発活動の推進

“社会を明るくする運動”吉川市推進委員会による、社会を明るくする運動を通して、犯罪をした人たちの更生についての理解を深め、立ち直りを支える地域のチカラを推進する全国的な運動などを推進します。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ “社会を明るくする運動”大会の実施	地域福祉課
➤ 広報、啓発活動の推進	地域福祉課

1-3-4 非行の防止対策

不安や悩みなどの相談を受け止め、必要に応じた支援を行うとともに、経済的な理由などにより学習塾に通えない中学生や高校生などを対象に、将来に志や希望を持てるよう学習の機会や居場所を提供します。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 教育相談・補導活動の実施	学校教育課
➤ スクールソーシャルワーカーによる支援	学校教育課
➤ 学習教室	地域福祉課

1-3-5 更生保護関係団体との連携強化

更生保護活動を行っている越谷地区保護司会吉川支部会や吉川地区更生保護女性会との連携を強化し、犯罪や非行をした人たちの再犯防止や円滑な社会復帰とともに、犯罪をした人たちの更生についての理解の促進に努めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 越谷地区保護司会吉川支部会と吉川地区更生保護女性会との連携強化	地域福祉課

基本目標2 支え合い 地域で安心して暮らせるまちづくり

2-1 地域福祉を推進する人材の確保と育成

2-1-1 民生委員・児童委員の担い手確保と活動支援

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、地域の悩みのある方に寄り添い、見守りを行い、行政や関係機関につなぐなどの地域の身近な相談役として地域福祉を推進するに当たり、重要な役割を担っています。

一方で、民生委員の担い手が不足するとともに、民生委員の認知度は高いものの、市民の関わりは少ない状況となっています。

今後は、社会的孤立などにより誰にも相談できずに問題が深刻化するケースの増加も懸念されるため、早期に発見し、対応していくことが求められていることから、民生委員の担い手を確保するため、自治会などをはじめ、さまざまな機会を捉えて民生委員への理解や、担い手確保に向けた働きかけを行うとともに、地域の相談役として充実した活動ができるよう支援します。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 自治会などへの担い手確保に向けた働きかけ	地域福祉課
➤ 民生委員・児童委員協議会活動の支援	地域福祉課

2-1-2 担い手の育成と支援

地域福祉を推進するためには、担い手となる市民の参画が不可欠です。参画のきっかけとなる講座、体験活動などの実施や啓発活動を通じて、地域における担い手の掘り起しと育成、支援に取り組めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 子ども未来応援集会	子育て支援課
➤ シニア元気塾による地域デビュー支援	長寿支援課
➤ まちづくり出前講座	生涯学習課

2-1-3 地域リーダーの育成と支援

団体アンケートでは、ボランティア活動や地域活動などの団体活動を円滑に行うためには、会員を牽引するリーダー的存在の必要性を多くの団体が感じています。

地域住民が主体的に福祉のまちづくりに参画できるよう、介護予防活動などのテーマに沿った講義や実践を通して、各種活動を自主的に展開できるリーダーの掘り起しと支援に努めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 健康づくり・介護予防リーダーの育成	長寿支援課
➤ 減災リーダー認定講習会	危機管理課

2-1-4 福祉従事者の育成と資質の向上

福祉の仕事は、複雑かつ多様な課題を解決するため、専門性に優れた人材が必要であるため、研修会や関係機関との情報交換・勉強会などを通じて、福祉業務に携わる職員の資質向上を図ります。

また、社会福祉士や保健師など、福祉の仕事を目指す人の実習の受け入れを積極的に行うとともに、人材不足が社会問題化している福祉専門職の確保に向けて、官民学連携で人材の確保に努めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 福祉従事者の研修・勉強会の実施	関係各課
➤ 保育の質向上プロジェクト	保育幼稚園課
➤ 保育士養成機関との連携による人材確保事業	保育幼稚園課

2-2 地域を支える市民活動の推進

2-2-1 ボランティア活動などの市民活動の充実

ボランティア活動は、市民の参加を促すことができる大切な機会であるため、活動への意識を高め、活動へのきっかけづくりの充実に取組む必要があります。

また、活動したことはないが、今後活動したい人もいることから、きっかけづくりなどによる潜在的な人材を確保するため、市民活動に関する情報収集や発信のほか、市民活動に関する相談、講座やイベントなどにより多様な市民活動の充実に図ります。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ ボランティアセンター運営支援	地域福祉課
➤ 介護支援ボランティア活動支援	長寿支援課
➤ 市民活動サポートセンター	市民参加推進課

2-2-2 多様な交流の機会の充実

地域とのつながりに消極的な方や、地域とのつながりを断ち、支援を拒否する方などに対する支援が求められており、趣味の集まりや娯楽性のあるイベントは、市民の参加を促すことができる大切な機会となります。

また、「屋内スポーツ大会」などの各種交流を通じて多様性を尊重し合い、偏見や差別のない地域づくりに貢献するとともに、人とのつながりや互いに顔の見える関係づくりの活動が地域の活性化にもつながることから、世代間や障がいの有無にかかわらず多様な交流の機会の充実に図ります。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 屋内スポーツ大会の実施	障がい福祉課
➤ 高齢者スポーツ大会の実施	長寿支援課
➤ 地域寺子屋事業	生涯学習課

2-2-3 住民同士の支え合い活動の推進

市民アンケートにおいて、近所との付き合いや関わりの希薄化が窺える回答の割合が高かったものの、個人としては、日頃のちょっとした手助けはしたいと思っており、ちょっとした手助けをきっかけとして地域のつながりを深めることが期待できます。

ある時には支える側であり、ある時には支えられる側として、ホームスタート事業やファミリー・サポート・センター事業、地域支え合い協議会などの充実を図り、身近な地域での支え合いによるまちづくりを推進します。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ ホームスタート事業	子育て支援課
➤ ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
➤ 地域支え合い協議会の充実	長寿支援課

2-2-4 健康・体力づくりからの関係促進

自治会を中心に実施している「なまらん体操」などの地域型介護予防事業の実施や、フレイルチェックなどによる身近な仲間同士の健康づくり・体力づくりの機会を通じて、地域の連携や交流につながる地域づくりを促進します。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 地域型介護予防教室の支援	長寿支援課
➤ フレイルチェックによる健康づくり・体力づくりの習慣化	長寿支援課
➤ 生活習慣病予防講座	健康増進課

2-2-5 防災・減災活動の推進

近年、地震や台風など激甚化している自然災害が発生しており、災害時に円滑な対応ができるよう平常時からの取組みが重要となっていることから、減災プロジェクトを開催するほか、自主防災組織の立ち上げや地域での防災・減災活動を支援します。

また、災害時避難行動要支援者の避難行動を支援するため、自治会や近隣住民、民生委員・児童委員などと協力し、個別計画の作成を支援します。

さらに、被災した地域が一日も早く安心した生活を取り戻すためには、ボランティアの協力が不可欠であることから、ボランティア活動を円滑に進めるため、平常時から災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施します。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 減災プロジェクトの開催	危機管理課
➤ 災害時避難行動要支援者個別計画作成の支援	関係各課
➤ 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施	地域福祉課

2-3 地域のネットワークづくり

2-3-1 地域の見守り体制の充実

高齢化の進展や単身世帯の増加などの社会構造の変化、地域の関わりの希薄化などにより、孤立や孤独などを理由にさらに問題が深刻化するケースや、認知症による徘徊の増加が懸念されます。

そのため、民生委員・児童委員による見守りや訪問活動、事業者や関係機関などの連携による要援護者見守りネットワーク、さらには、様々な障がいの特性を理解し必要な配慮について学ぶ、あいサポート研修、ゲートキーパー養成研修の実施などにより、地域住民の見守りの意識を高めながら、地域の見守り体制の充実を図ります。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 民生委員・児童委員活動の支援	地域福祉課
➤ 要援護者見守りネットワーク	地域福祉課
➤ あいサポート研修の実施	障がい福祉課

2-3-2 多様な主体とのネットワークづくり

ボランティア団体や NPO 法人、サークルなどによりさまざまな活動が行われており、お互いの活動についての意見交換や情報交換をすることで、個々の団体が抱えている課題解決の発見につながったり、個々の団体では活動できないような幅広い活動ができたりすることで、活動団体の活性化が期待できます。

市民活動サポートセンターにおいて、公益的・公共的な活動を行う市民や市民活動団体、NPO など、多様な主体が参加できる研修会などを開催し、市民活動のつながり・出会いの場を創出します。

また、生活に困った世帯の支援などに取組むボランティア団体などと連携し、地域の課題の解決に向けたネットワークづくりに取組みます。

さらに、医療関係者、介護関係者と行政が参加する吉川松伏多職種連携の会を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握、課題の抽出と対応策を検討します。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 市民や市民活動団体の交流・つながり支援	市民参加推進課
➤ 多職種連携の会による在宅医療・介護連携	長寿支援課
➤ 地域食堂など多様な主体との連携	地域福祉課 子育て支援課

基本目標3 つながり ともにつくるまちづくり

3-1 包括的な支援体制の構築と相談支援体制の充実

3-1-1 包括的な支援体制の構築【重点】

単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などの社会構造が変化する中、ダブルケア、8050問題、ひきこもり、社会的孤立、ヤングケアラーなどを背景とした生活課題は複雑化・複合化しており、その結果、自殺に追い込まれてしまう人や孤立死も少なくありません。

複雑化・複合化した生活課題への総合的な対応と、その早期発見が求められていることから、課題を受け止め、支援につなげ、対応を行うための機関の連携と協力の体制整備が必要です。

そのため、複雑化・複合化した生活課題を抱える個人、世帯に対する支援や、若者への支援をはじめとした制度の狭間などに対応する展開方法について、社会福祉法に位置付けられた重層的支援体制整備事業の移行準備を進め、令和8年度までに吉川市に最も適した支援スタイルの構築を目指します。

【市の主な取組み】	担当課等
▶ 包括的な相談支援体制の構築 ・複雑化・複合化した課題に寄り添い、どこでも丸ごと受け止められる分野横断的な相談体制の構築を目指します。 ・複雑化・複合化した課題に対し包括的・総合的なコーディネートなどを行う体制の構築を目指します。 ・地域とのつながりに消極的な方や、地域とのつながりを断ち、支援を拒否する方などに対する支援体制の構築を目指します。	関係各課
▶ 参加支援体制の構築 ・相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされない課題に対し、解決に向けた新たな支援の取組みの構築を目指します。	関係各課
▶ 地域づくりに向けた支援体制の構築 ・各小学校区による段階的な協議体の立ち上げなどにより世代や属性を超えた地域課題への対応、参加・交流できる場や居場所の確保を目指します。 ・他分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会をコーディネートできる体制の構築を目指します。	関係各課
▶ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携 ・社会福祉協議会が配置するCSWと連携し、包括的な支援体制の構築を目指します。	関係各課

3-1-2 相談支援体制の充実

経済的な困窮や、ひきこもり、虐待、DV などにおいて精神的なよりどころの欠如による人間関係の困窮・社会的な孤立によって問題を抱えている人への支援が、より重要となっています。

そのため、生活困窮者の自立に向けた支援や、障がい、子ども・子育て、介護などのそれぞれの専門的な機能を活かし、寄り添いながら必要に応じた相談支援に取り組むとともに、関係機関、事業者、地域、市民などと連携し、課題の解決に向けた支援体制の充実を図ります。

【市の主な取組み】	担当課等
▶ 生活困窮者自立相談支援事業 （自立相談支援・就労支援・学習教室・住居確保給付金）	地域福祉課
▶ 障がい者相談支援センター	障がい福祉課
▶ 子ども家庭総合支援拠点	子育て支援課

3-2 多様な主体による活動の活性化

3-2-1 地域活動や市民活動団体などへの支援

自治会の加入世帯の減少や役員の高齢化、また、市民活動においては参加者の固定化などさまざまな課題を抱えていることから、自治会活動などの市民活動や地域活動を支援し、つながりや支え合いの地域づくりの取組みを支援します。

また、吉川市みらいステップアップ助成金などを通じて、市民活動のさらなる活性化を図るとともに、地域福祉の発展を目指します。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 自治会活動への支援	市民参加推進課
➤ 市民と行政の協働による勉強会の実施	市民参加推進課
➤ みらいステップアップ助成金	市民参加推進課

3-2-2 社会福祉法人や企業などの社会貢献活動の推進

社会福祉法人は、高齢者福祉や障がい者福祉などの増進に寄与するとともに、地域における公益的な取組みも、より一層期待されていることから、地域課題やニーズを社会福祉法人と共有し、連携によって社会福祉法人による公益的な取り組みが効果的に展開されるよう協力していきます。

また、企業などの社会貢献活動が広まりを見せているなか、これらの活動がより促進されるよう情報発信するとともに、特に企業、市民、行政がつながり助け合う地域づくりを推進するため、寄附意識の醸成を図る取組みを行うなど、多様な社会貢献活動の取組みを推進します。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 社会福祉法人による地域における公益的な取組促進	関係各課
➤ 企業などの社会貢献活動の情報発信	関係各課
➤ 各種基金（障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金、子ども未来応援基金）	障がい福祉課 子育て支援課

3-3 地域福祉推進のための体制づくり

3-3-1 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき市民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人、社会福祉施設などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さまざまな活動を行っており、地域福祉を推進するうえで、中心的な役割を担っています。

第4次吉川市地域福祉計画（以下「市計画」という。）と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画（以下「社協計画」という。）は、ともに地域福祉の推進を目指すものであることから、市計画と社協計画を連動させ、より一層の地域福祉の推進を図ります。

そのためには、社会福祉協議会の基盤強化を図るとともに、包括的な支援体制の構築に当たっては、各機関との連携強化に共に取組みます。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 社会福祉協議会の基盤強化	地域福祉課
➤ 地域福祉活動計画と連動した地域福祉の推進	地域福祉課
➤ 包括的な支援体制における社会福祉協議会との体制構築	関係各課

3-3-2 居場所づくりの推進と拠点づくりの検討

さまざまな立場の人が気軽に集える場を身近な地域に創出することで、誰もが地域の一員として活動やチャレンジができ、地域との関わりや自身の生きがいにもつながることから、居場所づくりを推進するとともに、福祉課題に対する支援ができる福祉拠点づくりについて検討します。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 障がい者の地域での生活を考える検討会議の開催	障がい福祉課
➤ 6次産業・農福連携に関する会議の開催	関係各課
➤ 庁舎跡地の利活用の検討	財政課

3-3-3 圏域の検討

「地域」とは、ご近所、自治会、小学校区、中学校区、市全域などさまざまな捉え方があり、現在においても民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの活動圏域についても、活動を効果的に進めていくために、それぞれにおいて設定しています。

一方で、圏域が異なることにより、関係性の再構築が求められるなど活動意欲に対する影響も考えられます。

そのため、地域福祉を推進するうえでは、市民参加が得られやすいことや地域の課題を把握しやすいこと、市民同士で解決しやすいことなどを考慮しながら、まちづくりの基礎となる圏域を重層的に設定することが効果的と考えます。小学校区を基礎とした地域支え合い協議会の試みを参考にしながら、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどで設定している福祉関連分野における圏域について、さらに効率的かつ効果的に地域の課題に対応できる体制の検討を進めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➤ 各活動圏域の検討	関係各課

第5章 計画の推進

1 地域福祉計画の周知

地域福祉を推進するためには、その担い手となる市民をはじめ、社会福祉協議会などの関係機関や事業者、市が、その方向性について共通の理解や認識を持つことが大切です。そのため市の広報紙、ホームページの活用や、その他さまざまな機会を通して本計画の周知に努めます。

2 庁内・関係機関との連携

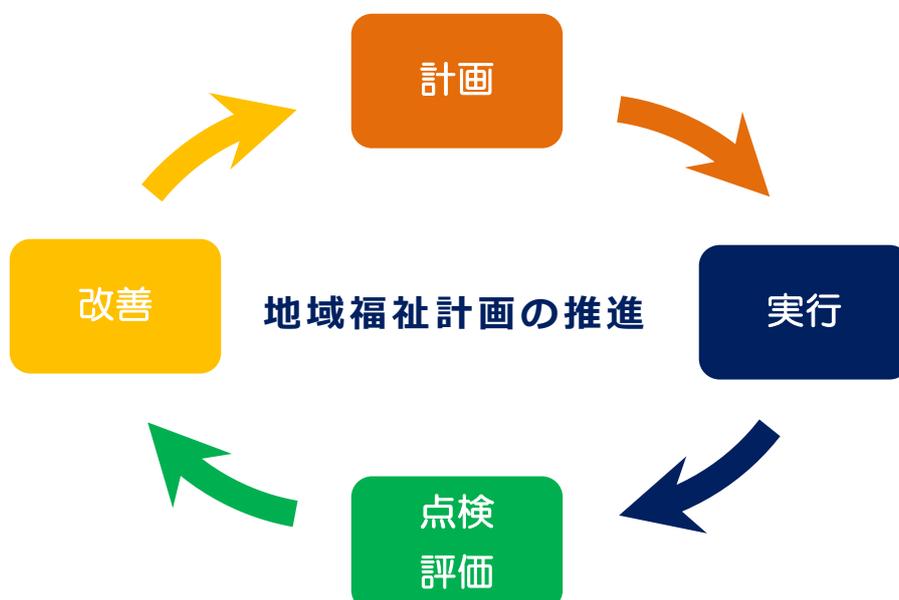
本計画は、福祉分野の計画における上位計画として策定したことから、庁内関係部署や関係機関の役割を明確にして取組むことが重要です。庁内関係部署や関係機関の共通理解のもと、連携を一層強化し円滑な計画の推進を図ります。

3 計画の進行管理

各施策の進行管理を定期的に行い、計画の進捗や改善点などを把握し、必要に応じて事業の見直しを実施するとともに、市ホームページなどを活用し広く市民に公表していきます。

4 吉川市地域福祉計画推進協議会の設置

本計画の円滑かつ確実な推進のため、市民や団体、関係機関の代表者などで構成する「吉川市地域福祉計画推進協議会」を設置し、各施策の実施状況を把握・分析・評価するとともに、実効性のある施策の実現に向けた提言などを行います。



資料編

1 用語解説

あ行

あいサポート研修	様々な障がいの特性を理解し、障がいのある方に温かく接するとともに、ちょっとした手助けを行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていかうとする運動のこと。平成21年に鳥取県で始まった運動で、研修を開催し、運動を実践する「あいサポーター」の増加をめざす。
屋内スポーツ大会	障がいの有無にかかわらずスポーツを楽しみながら交流を深める大会。

か行

学習教室	生活保護世帯や生活困窮者世帯などの子どもたち（中高生）の学習の機会を提供し、進学や就職などの支援を行う。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる方のこと。
健康づくり・介護予防リーダー	各地域で介護予防事業を行う際にリーダーとなる方のこと。市が開催する講習会を受講した方を健康づくり・介護予防リーダーと称する。
減災プロジェクト	災害時における被害を最小限にとどめるため、「自助・共助・公助」をテーマとして、災害時における避難行動の理解促進や減災意識と地域コミュニティによる減災力の向上などを図ることを目的に実施する総合的かつ実践的な訓練のこと。
減災リーダー	市が主催した減災リーダー認定講習会を修了した方で、減災に関する自主的な行動力を高めるための知識や技術を普及できる指導者として市が認定した方のこと。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動、青少年の健全育成、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生への協力を目的とするボランティア団体。
子ども家庭総合支援拠点	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を担う子育て世代包括支援センターと連携しながら、専門的な相談対応や訪問等による継続的な支援を一体的に取組む拠点。
子ども未来応援集会	市民、地域団体、NPO、行政などが一堂に会する場を設け、そこでお互いの取組みを紹介しながら、情報の共有化を図り連携を強化する。また、子どもの貧困対策について、地域で様々な活動を進めている方

による講義を開催します。

子ども未来応援基金	子どもの貧困対策及び子育て支援に活用する基金として、吉川市社会福祉協議会が設置した基金。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	住民などからの相談を受け、地域の中に入り、地域の人々や関係機関と協力して課題を明らかにし、解決に向けた支援をする専門職。住民主体の地域活動に対する立ち上げ支援や運営支援を行う中で、住民がより自主的に活動を発展できるようサポートする。

さ行

災害時避難行動要支援者	市内に居住する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人など災害時に特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。
災害ボランティアセンター	災害時において、被災した方々が抱えるニーズを解決するために、ボランティア活動を希望する者と地域住民を結びつける場のこと。
シニア元気塾による地域デビュー支援	定年後の社会との関係が希薄になる男性シニア層を中心に、定年後の地域デビューを支援するための各種講座の開催やグループワークを行い、参加者のつながりづくりを行う。
市民活動サポートセンター	市民交流センターおあしす内に設置された市民活動に関する情報収集や発信を行う支援窓口のこと。サークル活動・NPO・ボランティア活動など、公益的な市民活動を行っている団体をはじめ、これから市民活動を始めたい方や市民活動に興味のある方を応援していくための場所。
重層的支援体制整備事業	<p>地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。</p> <p>重層的支援体制整備事業は、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する。</p>
住居確保給付金	経済的に困窮し、住宅を失う恐れのある人に対し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。
障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金	幼いころから慣れ親しんだ吉川市で我が子が安心して暮らしていたらと願う保護者の想いと、当市の障がい福祉の発展を願う寄附者の想いから誕生した基金。基金は、障がい者の就労、住まいの確保（グループホームの整備）など障がい者が愛着のある吉川市で安心して暮

らせるための事業に活用する。

障がい者虐待防止センター	障がい者への虐待の速やかな発見・通報・対応を図るため、障がい福祉課内に「障がい者虐待防止センター」を設置し、関係機関との連携により、障がい者への虐待防止に取り組んでいる。
障がい者相談支援センター	障がい者や家族などが福祉サービスの利用や就労のこと、病気のこと、日常での困りごとなどを相談できる場として吉川市が社会福祉法人彩凜会に委託して運営している。
障がい者の地域での生活を考える検討会議	障がい者の就労や住まいなど地域生活支援のあり方と今後の方向性について、事業所や関係団体等と協議する。
“社会を明るくする運動”	全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
スクールソーシャルワーカー	困難を抱えている子どもとその家族を、子どもを中心に支援する専門職。
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の相談に応じ、相談者の状況に応じて必要な情報の提供や助言などの支援を行う。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方の財産の管理や生活に関する事務について保護や支援を行うための制度のこと。

た行

多職種連携の会による在宅医療・介護連携	医療関係者、介護関係者と行政が参加する吉川松伏多職種連携の会を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握、課題の抽出と対応策を検討する。
ダブルケア	1人の人や1つの世帯が介護と育児を同時に行うなど、複数のケアを同時期に担う状況に直面すること。
地域支え合い協議会	各小学校区を基礎とし、自治会、民生委員、地域活動者等が主体となり、見守り活動や集いの場づくりなど地域における支え合いの仕組みづくりを行う。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師：社会福祉士・主任介護支援専門員などを配置し、3職種のチームアプローチにより住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設のこと。
地域寺子屋事業	夏休みなどの長期休暇や土日祝日の子どもたちの遊びや勉強の場として地域の自治会館や集会所を開放し、地域の方たちが中心となって

見守りを行う事業のこと。安全で安心な子どもの居場所をつくとともに、地域の活性化を図り、絆を深めることを目的としている。

な行

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を自分のできる範囲で暖かく見守り支えていくボランティアのこと。キャラバン・メイトと市が協働して開催する認知症サポーター養成講座を受講した方を認知症サポーターと称する。

は行

8050問題

高齢の親と同居する無職やひきこもり状態の中高年の子どもが抱える生活課題のこと。一般的に80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによるものが想定される。

ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい方（利用会員）と育児の援助を行う方（協力会員）がファミリー・サポート・センターを橋渡しに会員登録し、協力会員が利用会員に対して様々な子育ての手助けを有償で行う地域の助け合い制度のこと。

フレイル

加齢に伴い心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、健康障がいなどを招くおそれの高い状態、心身の脆弱性が出現した状態のこと。

保育の質向上プロジェクト

市内保育所に通う児童の健やかな成長、安全や発達保障等について、すべての保育所において一定水準を確保するため、保育の質の向上に資する施策の検討、保育士向け研修会などを私立認可保育園協議会と協働で実施する事業。

保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

ボランティアセンター

ボランティア活動を希望する方、ボランティアを必要とする方（団体や施設）の相談に応じ、アドバイスやコーディネートを行う。

ホームスタート事業

保護者の孤立を防ぐため、家庭訪問を通じて育児相談を行い、地域に出るきっかけづくりのサポートを行う家庭訪問型子育て支援のこと。

ま行

みらいステップアップ助成金

不特定多数の者の利益、その他公共の利益のための活動をしている市民活動団体に対し、活動資金を助成する制度のこと。

民生委員・児童委員

それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じるとともに、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方のこと。また、地

域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う児童委員も兼ねる。県知事により推薦され、非常勤特別職の公務員として厚生労働大臣から委嘱される。

や行

ヤングケアラー

一般的に本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。障がいまたは疾病等により援助を必要とする親族、その他の身近な人に対して、介護、看護、日常生活上の世話などを行う。

要援護者見守りネットワーク

日常生活において何らかの援護を必要とする高齢者や障がい者等（要援護者）が安心して生活できるように、市と事業者や団体、関係機関とのネットワークによって見守り支援を行う。

ら行

6次産業・農福連携に関する会議

6次産業は、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。農福連携は、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組みのこと。

市の農業を活性化するための今後の農業の在り方等について検討するため、吉川市農業活性化検討会議を設置し、福祉団体や農業団体の関係者など様々な分野が構成員となり、農福連携に関する事項の協議を行う。
